

JA
DISCLOSURE

2025

ディスクロージャー誌

令和6年4月1日～令和7年3月31日



JA東京あおば

芽吹かせよう ありがとうの和

目次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	3
事業の概況	6
社会的責任と貢献活動	16
リスク管理の状況	18
自己資本の状況	21
事業のご案内	22
各種手数料	29
貸借対照表	32
損益計算書	34
注記表	36
剰余金処分計算書	56
部門別損益計算書	57
会計監査人の監査	59
損益の状況	60
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	61
信用事業	63
共済事業	70
経済事業	72
経営諸指標	75
自己資本の充実の状況	76
役員等の報酬体系	97
当組合の組織	98
沿革・歩み	101
[連結情報]	
グループの概況	103
連結貸借対照表	105
連結損益計算書	107
連結注記表等	109
連結剰余金計算書	130
農協法に基づく開示債権	131
連結事業年度の事業別経常収益等	132
連結自己資本の充実の状況	133
財務諸表の正確性等にかかる確認	151

*注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

JA TOKYO DISCLOSURE

2025

J A東京あおばの社会的存在意義（ペーパス） 『協同活動と総合事業で食と農を支え、 豊かなくらしと活力ある地域社会を実現する』

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

J Aも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

J Aは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、J Aは組合員（一般的の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、J Aは各事業を通じて組合員・地域の皆さまへの貢献を第一に考え大切にしております。

都市農業振興基本法における多様な機能を発揮し続けられるよう、様々なかたちで組合員・地域の皆さまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

皆さまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域の皆さまに信頼を得ていくことが大切です。

当J Aは令和7年度より社会的存在意義を定義し、「経営理念」・「使命」に基づき、事業活動を展開するうえでの共通の「価値観」として、4つの満足（輪），“組合員満足（M S）” “職員満足（E S）” “地域満足（A S）” “組織満足（S S）”が均等に広がるよう、組合員・地域の皆さまとのつながりを強化していくことが重要だと考えています。

このディスクロージャー誌を通じて、J A東京あおばへのご理解が一層深まることを願っています。

* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

* 本冊子については、J A東京あおばの決算期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の情報について掲載しております。

* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご留意ください。

* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

組合員ならびに、地域の皆さんにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素よりJA東京あおばの各事業ならびに活動に対しまして、一方ならぬご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度を振り返りますと、世界情勢はロシアによるウクライナ侵攻、新興国の市場拡大、地球温暖化による大規模気象災害の発生等により、食料・エネルギーをはじめ様々な物資の国際価格高騰が継続・拡大し、食料安全保障上のリスクは高まり、資源獲得の国際競争が激しさを増しております。

一方、国内では、雇用情勢の改善や消費者物価の上昇等により緩やかな回復基調となっているものの、トランプ政権の政策運営に起因するインフレ再燃のリスクが高まっています。また、日銀による政策金利の段階的な引き上げにより、金融市場は大きな転換期を迎えております。

農業情勢については、制定から25年で初となる「食料・農業・農村基本法」が令和6年6月に改正され、国民一人ひとりの「食料安全保障」の強化を基軸として、人口減少下での農業生産性や付加価値の向上、環境負荷低減など具体的な施策が新設され、地域社会における農業との共存について大きな方向性が示されました。

当JA管内の農業に目を向けると、「第27回JA東京あおば農業祭」や、練馬区より委託され管理を行っている「練馬区立高松みらいのはたけ」にて、「第18回練馬大根引っこ抜き競技大会」を行政・（公財）東京都公園協会と連携して開催するなど、都市農業の魅力を地域に発信するとともに、新たな都市農業のファンづくりに寄与することができました。これは、ひとえに生産者・組合員皆さまのお力添えの賜物であり、誠に感謝申し上げます。

依然として、JAを取り巻く経営環境は厳しさを増すなか、農林中央金庫が示す奨励金水準の引き下げや、貸出金利息収入の逓減が継続し、マイナス金利政策の解除に伴う調達コストの増加等により信用事業総利益は、これまで以上に減少することが予測されています。また、相続等を要因とする農地の減少や、組合員の減少は当JAの経営に大きな影響を与えています。

このようななか、第9次中期経営計画（農業振興計画含む）一令和4年度～令和6年度一の最終年度として、「持続可能な都市農業の確立」、「対話運動を通じた組合員とのつながり強化」、「経営基盤の強化・人財育成」の3つの戦略に基づき、14項目の重点施策を組合員の皆さまから評価をいただきながら実践してまいりました。これまですすめてまいりました支店再編計画においては、令和7年2月22日に桜台支店を平和台支店へ統合し、9支店体制となったことに伴い完了いたしました。

このような一年でしたが、組合員の皆さまのご理解とご協力により、出資配当・事業分量配当ができる決算となりましたことをご報告申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

令和7年度は『第10次中期経営計画（農業振興計画含む）』一令和7年度～令和9年度一の初年度となります。計画の策定にあたっては、①組合員の意見・要望を反映させる、②現場（職員）の声を反映させる、③これからの中3年間で特に重点的に取り組む事項を整理し、「第10次中期経営計画策定会議・策定プロジェクト会議」にて、協議・検討を重ねてまいりました。当JAの社会的存在意義を定義し、第1の柱「農業振興計画」、第2の柱「組合員のくらしサポート」、第3の柱「経営基盤強化」、第4の柱「地域貢献活動」以上、4つの戦略を柱に策定しています。

組合員と共に、豊かなくらしと活力ある地域社会の実現に向けて役職員一丸となって着実に第10次中期経営計画（農業振興計画含む）を実践してまいりますので、皆さまの一層のご理解と積極的な参加・参画をお願い申し上げます。

令和7年7月
代表理事組合長 久保 秀一



社会的存在意義（パーカス）

協同活動と総合事業で食と農を支え、豊かなくらしと活力ある地域社会を実現する

経営理念（ビジョン）

農業の豊かさ、人の和を大切にし、地域になくてはならない存在をめざします

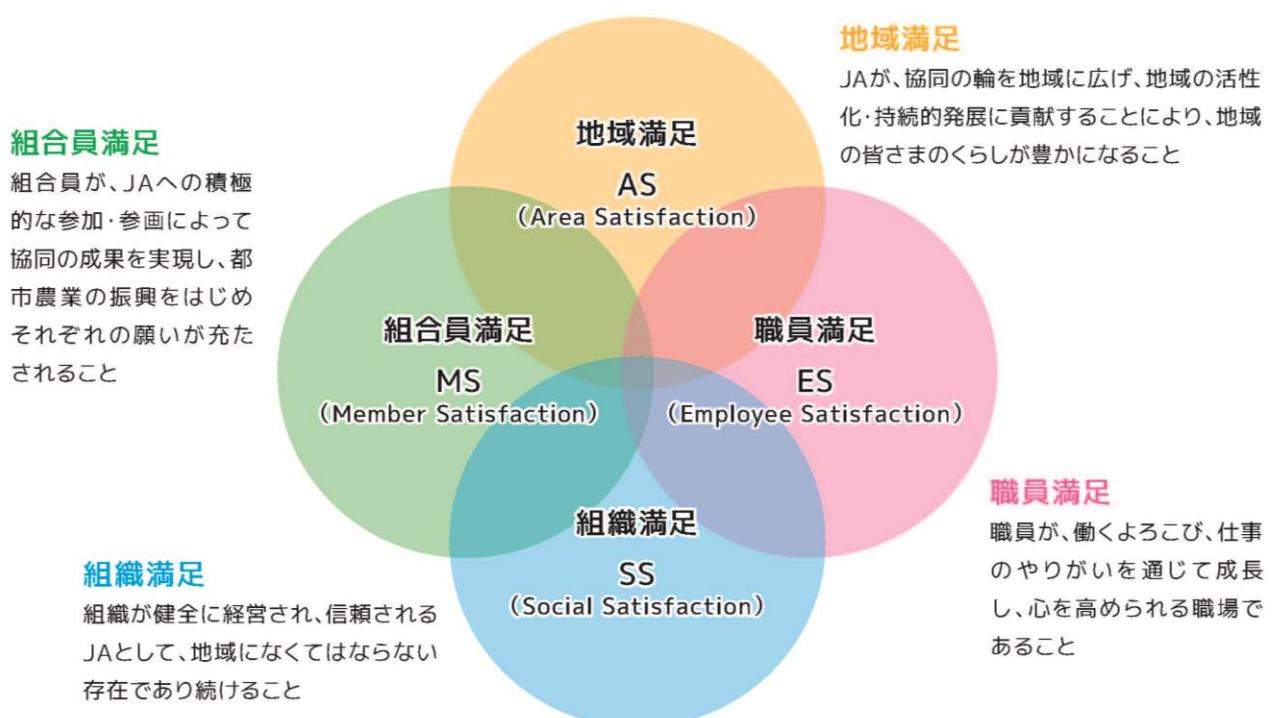
使命（ミッション）

1. 都市農業を守る
2. 組合員のくらしをサポートする
3. 食と農を通じた活動で地域に貢献する

価値観（バリュー）

わたしたちは、「4つの満足(4S)の向上」を、
事業活動を展開するうえでの共通の価値観とし、経営理念の実現をめざします。
4つの満足とは、組合員満足(MS)、組織満足(SS)、職員満足(ES)、地域満足(AS)の全てが満たされ、
4つの満足(輪)が均等に広がることで初めて達成できるものです。

JA東京あおばがめざす4つの満足(4Sモデル)



金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまの都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問や照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

- 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を發揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

- 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

- 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

- 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

- 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」豊かなくらしとに記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本的方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたします。
具体的には、
 - 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - 各支店に「金融円滑化管理責任者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルpline）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要な事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくりスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

事業の概況

第9次中期経営計画（農業振興計画含む）の最終年度として、「未来へつなぐ協同の輪」をメインテーマに、第1の柱「持続可能な都市農業の確立」、第2の柱「対話運動を通じた組合員とのつながり強化」、第3の柱「経営基盤の強化・人財育成」の3つの戦略に基づき、14項目の重点施策を組合員の皆さまより評価をいただきながら実践してまいりました。

1. 持続可能な都市農業の確立

地域振興専門担当者による農業者概況調査及び農地管理状況の把握など訪問活動に取り組みました。また、生産履歴の提出率向上に取り組み、指導の強化を図ったことにより、直売所出荷者の生産履歴の提出率は大幅に改善されました。

第27回JA東京あおば農業祭は、（公財）東京都公園協会と連携して開催し、地域住民に農業の魅力を発信しました。「農の景観を区民とともに育て・守る畠」をコンセプトとして練馬区より委託され管理する練馬区立高松みらいのはたけでは、第18回練馬大根引っこ抜き競技大会を開催したほか、エダマメ・トウモロコシ・練馬大根など、種まきから収穫まで一連の体験を地域の皆さまに行っていただくことで、食と農を通じた豊かで暮らしやすい地域づくりに貢献しました。

2. 対話運動を通じた組合員とのつながり強化

対話運動の実践においては、支店専門担当者による日常的な訪問活動に加え、各部署が連携を図りながら、組合員の多様なニーズに対応する対話運動を実践しました。また、支部長会議、組合員座談会、JA東京あおば組合員アンケートならびに、准組合員アンケートを実施し、組合員の意見・要望の聴き取りを行いました。要望の多かった「相続」をテーマに各部署が連携し、組合員一人ひとりのニーズに合わせた提案・実行支援を行うため、課題解決型の相談業務を第10次中期経営計画（農業振興計画含む）－令和7年度～令和9年度－にて実践してまいります。

組合員組織の基盤強化については、減少傾向である組合員数増加に向けた取り組みを強化するとともに、組合員皆さまに日頃の感謝を込めて、直売所で利用できるお買い物補助券（500円）の配布を行いました。

3. 経営基盤の強化・人財育成

これまですすめてまいりました支店再編計画においては、組合員のご理解とご協力により、令和7年2月22日に桜台支店を平和台支店へ統合したことに伴い、10支店から9支店体制となったことで支店再編計画は完了しました。

また、組合員の高齢化や相続等により農地・農家が減少傾向であるなか、組合員の資産を次世代へつなぎ、組合員の事業や資産が後継者・担い手に円滑に承継されるよう、資産保全有効活用提案・事業承継支援に取り組みました。

人財育成については、令和6年4月に人事部人づくり課の新設に伴い、全職員に面談を実施し「キャリアプラン」についてヒアリングを行いました。また、「人財育成プログラム」については、OJT構築に向けて各部署や職員へのヒアリングを基に現場目線の意見・要望を取り入れながらプログラムの策定をすすめました。自己研鑽に励み、CFPやAFP、宅地建物取引士や営農指導員の資格取得に努めました。

(1)振興渉外訪問活動の強化

- ① 振興渉外訪問活動を強化するため、生産緑地所有者を訪問しました。
452戸／452戸（449戸／449戸）
- ② 「生産履歴管理システム」利用率向上のため、巡回訪問を強化しました。
システム利用率67.5%（60.7%）

(2)農業者概況調査の実施

- ① 農産物を生産・販売している農家を対象に栽培品目・作付時期等の調査を行いました。
373戸／373戸（539戸／539戸）
- ② ジョイント栽培・推奨品目の作付け等の提案を行いました。
31戸（14戸）
- ③ 必要に応じて農業者を訪問し、施肥・農薬使用の指導を行いました。
260件（151件）

(3)農業者・事業者と連携した販路拡大

- ① 農業者自らが開催するマルシェ等の販売支援を各地区で行いました。
18件（27件）

(4)安全・安心な農産物の提供

- ① 直売所への生産履歴の提出を義務化し、出荷者への丁寧な説明を行いながら、生産履歴提出率向上に努めました。
提出率98.8%（92.5%）

(5)行政と連携した都市農地の保全

- ① 農地保全を促進するため、収穫体験事業等の提案を行いました。
13件（7件）

(6)担い手の育成支援

- ① 新規就農者向け研修（マルチャー実演講習会）を開催しました。
開催1回・受講生9人（新規就農者向け研修1回・8人）

(7)農地に関する相談対応の強化

- ① 農地貸借希望者からの相談を受け付け、JA斡旋貸借契約を締結しました。
相談受付4件・契約締結2件（相談受付4件・契約締結3件）

(8)都市農政活動の展開

- ① 青少年組織協議会と連携して農政に関する学習会を実施し、国・都・区に対して要望提言を行いました。

(9)都市農業の多面的機能の発揮

- ① 行政と連携し、農業者の協力を得て、食農教育を目的とした出前授業を実施しました。
出前授業15校（出前授業14校・学校給食食材提供のセット1校）
- ② 練馬区立高松みらいのはたけで「ジャガイモ収穫体験」「第18回 練馬大根引っこ抜き競技大会」のイベントを実施しました。
2回（2回）

(10)食と農を通じた豊かでくらしやすい地域づくり

- ① 練馬区立高松みらいのはたけ等で子ども向け農業体験を実施しました。
15回（17回）
- ② 練馬区立小学校の社会科見学を受け入れました。
7校・562人（10校・717人）
- ③ 練馬区と連携してひとり親家庭向け収穫体験を実施しました。
3回（3回）

(11)組合員（正・准）との対話運動の展開

- ① 組合員宅訪問時や各部会等会議を通じて、農地・営農に関するご意見・ご要望の聴き取りを行いました。

(12)組合員組織への加入促進

- ① 青壯年部加入促進に向けて意見交換会を実施しました。
1回(4回・新規加入者4人)
- ② 女性部加入促進に向けて意見交換会を実施しました。
5回・新規加入者5人(7回・新規加入者6人)
- ③ 生産部会への加入促進に向けて、訪問活動を通じた対話運動や意見交換会を実施しました。
2回・新規加入者4人(8回・新規加入者11人)

(13)次世代の組合員リーダーの育成

- ① 令和4年度に開講した第1期JA東京あおばカレッジの運営を行い、組合員リーダーの育成に努めました。令和6年度は卒業式を含めたカリキュラム2回実施し、令和6年7月に受講生8人が卒業しました。(カリキュラム開催6回)
- ② 役職員ならびに青壯年部、女性部の代表者を対象に、『家の光』の活用方法と、組織活動発表として青壯年部「農業の魅力を伝える」、女性部「『わ』に想いをのせて」の発表を教育文化活動セミナーで開催しました。1回開催(1回開催)

(14)人財育成・活力ある職場づくり

- ① 営農指導のスキルアップに向けた振興渉外会議を実施し、情報等の共有を行いしました。8回(6回)
- ② 営農指導員研修を受講し、営農指導員の資格を取得しました。2人(3人)

購買事業

(1)生産資材全般における仕入・在庫管理の効率化

- ① 組合員ニーズに応える通常在庫として取り扱う商品の全店共通化を実施しました。
74.9%(68.0%) 共通商品215/通常商品287(共通商品215/通常商品316)
- ② 肥料・農薬・マルチ等の品目を絞った一括仕入れを実施しました。
定番商品93.7%(95.3%) 269/全定番商品287(348/全定番商品365)

(2)共同購入の新規実施

- ① 生活資材の新規共同購入を実施しました。
農園芸資材104品目(防獣・農薬散布用保護具10品目)

(3)農機修理・点検整備サービス利用の拡大

- ① 買い換え提案を交えながら、農機修理・点検整備の新規利用者を拡大しました。
新規利用33件(新規利用33件)
- ② マルチャー(管理機)と土揚げ(管理機)の実演講習会を開催しました。2回・20人参加(トラクター(直進制御機能)とチッパー実演講習会2回・12人参加)

(4)収益基盤の拡大と収益力の強化

- ① 農機販売強化に向けた実演講習会を開催し、収益力の強化に努めました。
購買品取扱高3億359万円(2億8,154万円)

販売事業

(1)農業者・事業者と連携した販路拡大

- ① 地元飲食店等2店舗(5店舗)、その他5事業者(2事業者)へ食材提供を実施し農業者の所得向上に向けた販路拡大に努めました。

(2)組合主体による直売所運営体制へ移行

- ① 令和6年4月1日より東京あおば農業協同組合直売所運営規程・東京あおば農業協同組合直売所運営要領の運営を開始したことに伴い、組合主体の直売所運営体制へ移行しました。

(3)生産者の所得増大に寄与する直売所づくり

- ① 直売所を集荷拠点として、組合員の生産する作物を買い取り、外交販売（外販）を実施しました。外販285件（53件）

(4)魅力ある直売所づくり

- ① JA東京中央会が行う事業を通じて、都内JA（JAにしたま・JA東京みどり）とのPB商品の流通を行い、直売所品揃えの充実を図りました。29回（27回）
- ② 提携JAを中心とした仕入強化に加え、畜産加工品等の取り扱いを実施しました。販売品取扱高 令和3年度対比 60.4%増加（▲5.4%）

(5)食農教育の実践

- ① 中野区、新宿区などJAのない行政区への食材提供を実施しました。
31回・72校（34回・62校）

(6)組合員(正・准)との対話運動の展開

- ① 直売所の実績や取り組み事例について、出荷者会議を実施しました。4回（7回）

(7)組合員組織の基盤強化

- ① 直売所統一イベント等にて組合員の新規加入を推進しました。

(8)収益基盤の拡大と収益力の強化

- ① 売れる直売所に向けた運営体制を強化し、取扱商品の充実等、魅力的な直売所づくりをすすめました。
直売所売上高 4億7,721万円 令和3年度対比 16.8%増加（3億8,220万円▲4.6%）
- ② 直売所統一イベント等にて地場農産物の取り扱いや仕入品を強化した結果、販売品取扱高が計画を上回る実績となりました。
販売品取扱高 5億7,647万円（4億8,782万円）

宅地等供給事業

(1)次世代へつなぐ都市農業・担い手の育成支援

- ① 農業後継者を対象に「農地を守るために必要なこと」についての研修を開催しました。1回（1回）
- ② 農地賃借等について学ぶため、「我が家農地を守るには」と「小さな土地区画整理」の研修会を開催しました。2回：2地区合同開催（2回：2地区合同開催）

(2)組合員(正・准)との対話運動の展開

- ① 支店涉外担当者及び資産管理部担当者にて相続シミュレーション作成先の組合員に対して、ヒアリングシートによる資産保全有効活用提案を交えながら、意見・要望の聴き取りを実施しました。99件（267件）
- ② 資産管理部会の本部役員会・各地区役員会にて意見交換会を実施しました。
4回（4回）

(3)組合員組織の基盤強化

- 豊か ① 日常的な活動を通じた資産管理部会への加入促進のため、視察研修を開催しました。
4回・新規加入者1人（3回・新規加入者2人）

(4)組合員の資産を次世代へつなぐ、各部署と連携した訪問活動

- ① 相談・要望に沿った提案や支援を実施しました。

資産保全有効活用提案	84件：土地53件・建物31件 (62件：土地45件・建物17件)
相続事前相談・相続シミュレーションの実施	141件（196件）
事業承継支援・遺言信託相談	84件（62件）
資産保全・運用・活用・相続相談セミナーの開催	4回（5回）

(5)人財育成・活力ある職場づくり

- ① 相続相談や資産有効活用提案、事業承継支援を円滑に行える職員の育成のため、各部署と連携を図りながら、研修会を開催しました。7回（8回）

信用事業

(1)渉外担当者による日常的な訪問活動を通じた意見・要望の聴き取り

- ① 日常の訪問活動を通じて、相続シミュレーション、融資情報シート等を活用し組合員へ提案を行いました。また、借り換えキャンペーンにも積極的に取り組み融資残高の伸長に繋げました。

(2)支店(窓口)において意見・要望の聴き取り

- ① 年金感謝デー・貯金感謝デー等での来店者からの意見、要望の聴き取りを実施しました。

(3)支店親睦会・年金友の会等との意見交換の実施

親睦会役員	25回（26回）
年金友の会役員	22回（17回）

(4)組合員の多様なニーズに対応する相談提案型推進の実践

- ① 相談・要望に沿った提案や支援を実施しました。
要望に対する提案（訪問活動）月19.08件／渉外1人（月17.45件／渉外1人）

(5)農業資金をはじめ各種事業資金、住宅ローン等の積極的な展開

- ① 組合員をはじめ、利用者皆さまのライフステージに沿った商品提供に取り組みました。
融資残高の伸長：26.9億円（55.1億円） 貸出金残高：1,658.6億円（1,631.6億円）

新規実行	農業資金	1.3億円（0.7億円）
	相続関連資金	43.5億円（23.2億円）
	自己住宅資金	23.1億円（12.4億円）
	賃貸住宅資金	106.0億円（136.4億円）
	事業資金	33.7億円（18.2億円）
	その他資金（リフォーム・自動車・教育）	2.1億円（2.3億円）

(6)組合員・地域の皆さまのニーズに応じた、金融商品の提供

- ① 組合員をはじめ、利用者皆さまのライフステージに沿った商品提供に取り組みました。
貯金残高の伸長：▲159.6億円（▲83.2億円） 貯金残高：4,869.3億円（5,029億円）

年金受給推進	766件（684件）
すこやか定期貯金獲得	1,156件（352件）

(7)支店業務のさらなる効率化

- ① 通帳繰越・振込み・新規定期貯金等ATM利用を推進しました。

当座性取引	45万3,169件（45万1,270件）
定期性取引	3,315件（3,315件）

- ② インターネットバンキングの登録を推進しました。新規登録519件（336件）

(8)人財育成・活力ある職場づくり

- ① 組合員の多様なニーズに対応する金融商品や資金計画の提案を行うため、F P 2級の取得に努めました。
F P 2級新規取得（涉外担当者）3人：累計26人／65人（9人：累計23人／65人）

共済事業

(1)多様なニーズに対応する相談提案型推進の実践

- ① 相互扶助の精神のもと、組合員ならびに利用者の皆さんに安心と満足をお届けできるよう相談・提案型の推進を行いました。
推進総合ポイント1,043万PT、長期共済保有高7,441億円、共済契約者21,500人（推進総合ポイント1,056万PT、長期共済保有高7,467億円、共済契約者21,846人）

3Q活動の実施	8,200件(8,502件)
共済3種目（生命・建更・自動車）の複数分野加入推進	1種目から2種目へ：増減なし（増減なし）
	2種目から3種目へ：0.1%増加（増減なし）
保障見直し相談会の提案	全支店2回実施（全支店2回実施）
地域振興部と連携した農業保障の提案	農業保障新規契約60件 ：農賠共済3件（8件）・農業用自動車57件
共済契約者のWebマイページ登録の普及	契約者数の12.7%（10.8%）

総合企画本部

(1)組合員(正・准)との対話運動の展開

- ① 支部長会議を下記の通り開催しました。

開催時期	開催数	出席者数
4月	4回（4回）	104人／146人（97人／141人）
6月	4回（4回）	98人／146人（98人／141人）
8月	4回	108人／146人
10月	4回（4回）	101人／146人（100人／141人）
2月	4回（4回）	94人／146人（91人／141人）

- ② 組合員座談会を下記の通り開催しました。

開催時期	開催数	出席者数
7月	5回（8回）	195人（196人）
3月	7回（7回）	214人（169人）

- ③ 「JA東京あおば組合員アンケート2024」を実施し、第9次中期経営計画（農業振興計画含む）の満足度を測り、内容を分析・検討し、第10次中期経営計画（農業振興計画含む）の策定に反映させました。1回・回答率49.9%

- ④ 広報誌等を活用し、年金受給に関する准組合員アンケートを実施しました。
1回・回答数903件（1回・回答数920件）

(2)組合員組織の基盤強化

- ① 一戸複数組合員制による正組合員加入促進ならびに、支店涉外担当者の訪問活動を通じた准組合員加入促進を行いました。

新規加入者：正組合員110人、准組合員924人（正組合員272人、准組合員1,115人）

(3)次世代の組合員リーダーの育成

- ① 「女性役員の登用に関する体制整備」に向け、支部長会議、組合員座談会等で継続的に女性役員登用について説明を実施しました。

各組織部会説明会2回（女性部定例会等4回・47人、組織部会役員会等4回・52人）

(4)協同組合運動を促進する広報活動の展開

- ① 都市農業・当JAの魅力を発信するための広報活動を展開しました。

SNSでのショート動画の発信	6本
広報誌「あおば」発行	4回：4月、7月、10月、1月 (5回：4月、7月、10月、12月、1月)
日本農業新聞記事投稿	103本（95本）

(5)事業運営の見直しによる効率化・経費削減・支店等再編による効率化・合理化

- ① 第2期支店再編計画を実施しました。10支店から9支店へ（13支店から10支店へ）

令和7年2月22日	桜台支店を平和台支店へ統合
-----------	---------------

- ② 徹底した業務コスト（機械警備費等）の削減を行い、令和3年度対比1,038万円を削減しました。（うち令和4～5年度：817万円）

- ③ 今後の更なる業務効率化を見据え、グループウェアを試験導入しました。

(6)人財育成・活力ある職場づくり

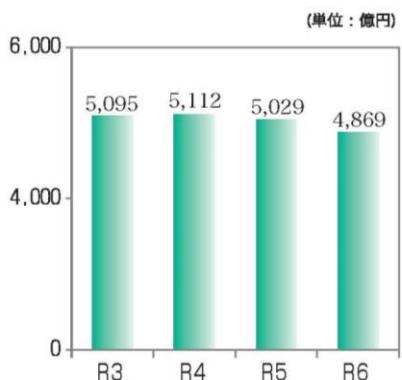
- ① 経営への参画意識の向上及び柔軟かつ斬新な発想により「明るいあおば」「元気なあおば」を実現するために第3期NEXTAOBAPJメンバーによる直売所出荷者95人を掲載した「ツクリテ（直売所出荷者紹介紙面）」を作成しました。

- ② 組合員の多様なニーズに応え、「何かあったらすぐJA」と頼りにされる職員の育成、職員が働くよろこびやりがいを通じて成長できる職場づくりに取り組みました。

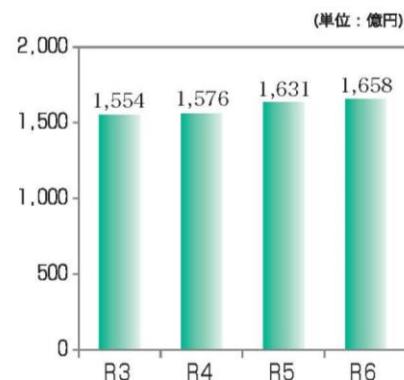
人財育成 プログラム 構築・運用	各部署、職員へのヒアリング実施356人 (各部署へのヒアリング実施 11回) 1、2年目職員向け研修 6回(6回) 3～5年目職員向け研修 1回(1回) 人事被評価者研修1回/人事評価者研修 3回(3回) 管理者マネジメント研修 2回(2回) JA資格認証試験簿記講習会（初級・中級・上級） 3回(2回)
------------------------	--

主な事業成績の推移

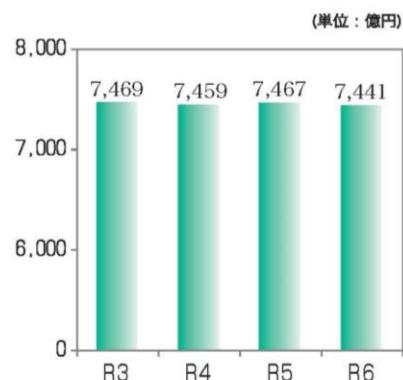
貯金残高の推移



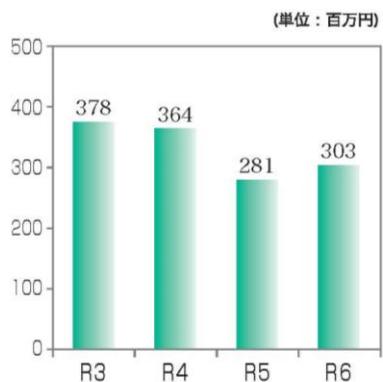
貸出金残高の推移



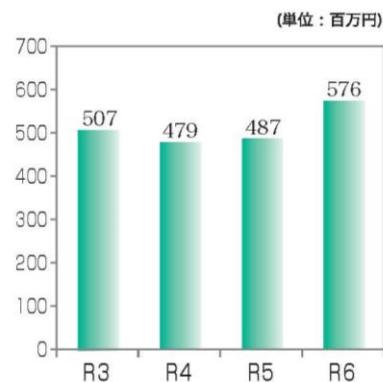
長期共済保有高の推移



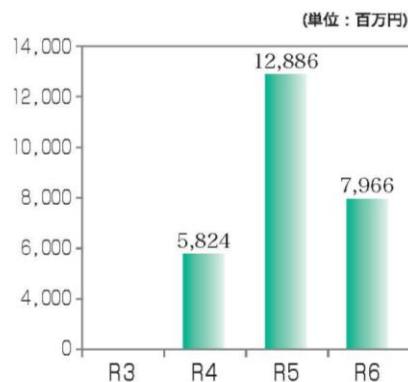
購買品取扱高の推移



販売品取扱高の推移



宅地等供給事業取扱高の推移



※令和4年度より、地域振興事業本部に新設した資産管理部の宅地等供給事業取扱高です。

トピックス



4月 ほか複数回

練馬区立高松みらいのはたけで、種まきから収穫まで体験できる子ども向け農業体験を行いました。



7月・11月

直売所統一イベントとして直売所フェスタを開催しました。7月にはミニ縁日等を実施しました。



7月 ほか複数回

地域農業のファンづくりにつながる広報活動の展開としてショート動画を作成し、発信しました。



7月 ほか複数回

組合員との対話運動を展開するために、組合員座談会を各地区で開催いたしました。



7月

田柄支店で、恒例の「ジャンボカボチャ大会」を開催し、店舗前に大きなカボチャを展示しました。



7月

第1期JA東京あおばカレッジの受講生8名が、全12回のカリキュラムを経て、卒業しました。



10月
平和台支店が新築・移転オープンを迎え、
オープン当日はセレモニーを開催しました。



11月
第27回JA東京あおば農業祭を開催し、都市農業の魅力を地域に発信しました。



12月
練馬区立高松みらいのはたけで、第18回
練馬大根引っ張き競技大会を開催しました。



12月～1月
能登復興支援定期貯金キャンペーンを行い、
義援金61万円を被災地へ寄付することができました。



1月～
練馬区立小学校7校(562人)の社会科見
学を受け入れました。



3月
若手職員による第3期 NEXT AOBA プロジェ
クトにおいて「ツクリテ(直売所出荷者紹介
紙面)」を作成しました。

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

当JAは、板橋区・北区・豊島区・練馬区を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは、資金を必要とする組合員の皆さま方や、その他地域住民の方々にもご利用いただいております。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

1 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ、利用者の皆さまからお預かりした貯金の残高は、486,933百万円となっております。

2 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ、利用者の皆さまへの貸出金残高は、165,860百万円となっており、地域活性化に向けて資金供給しています。

3 文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 教育文化活動

- ①伝統作物の継承事業への取り組み
- ②学校給食への地場産農産物の提供
- ③学校で作る農産物への営農指導協力
- ④練馬大根引っこ抜き競技大会の開催
- ⑤農業祭の開催

(2) 社会的貢献活動

- ①年金、税務、法律相談の開催
- ②相続、遺言セミナーの開催
- ③震災被災地の復興支援

4 地域密着型金融への取り組み

組合員と職員が協力して地場産農産物の即売会やマルシェ、店頭販売を実施し、地域農業の活性化へ繋げる事業展開をしました。

- ・農業者実施マルシェの販売支援(18回)
- ・年間を通じて継続的に子ども食堂へ農産物の提供(65回)
- ・「練馬区立高松みらいのはたけ」で子ども向け農業体験(播種・間引き・収穫)を実施(15回)
- ・練馬区立小学校の社会科見学の受け入れ(7校・562人)
- ・練馬区と連携してひとり親家庭向け収穫体験を実施(3回)

5 経営者保証に関する取り組み方針

経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求める可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行ないます。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行なうとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行ないます。

(2) 事業承継が行なわれた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行なう。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

(1) 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 信用事業（電話：03-5372-1314）

共済事業（電話：03-5372-1315）

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 紛争解決措置の内容

豊か：当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただぐか、当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、18.07%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

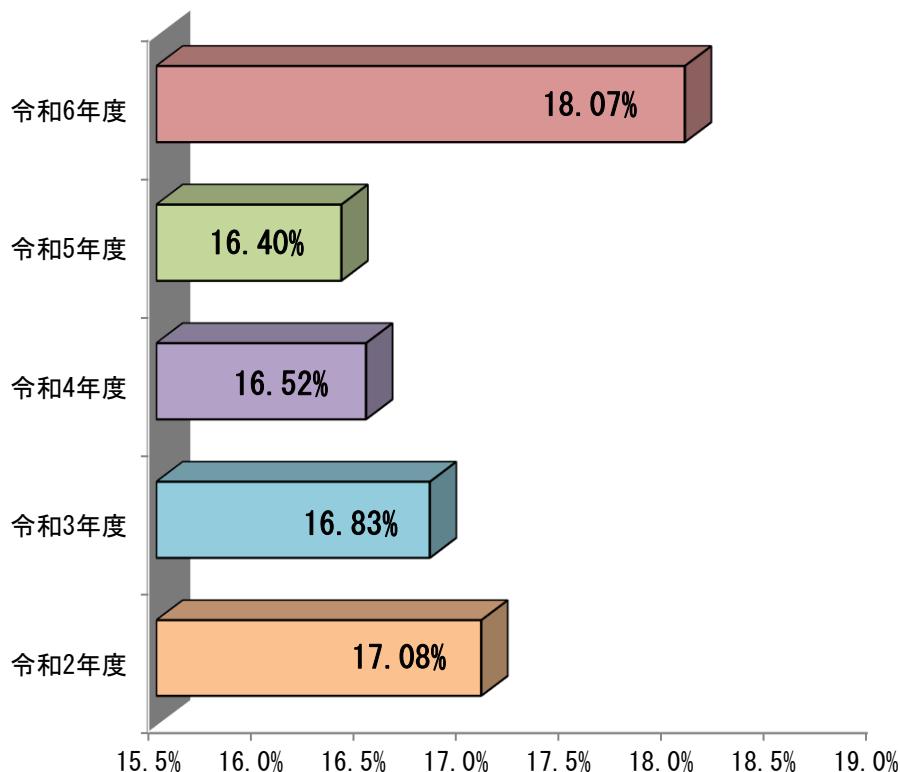
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,067百万円 (前年度2,091百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆さんに大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆さんに信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆さんの大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・貯蓄貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種類	特徴
総合口座	普通貯金と定期貯金を1冊の通帳でご利用できます。また、便利な自動ご融資がセットされており、普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金残高の90%以内で、最高200万円まで自動ご融資がご利用いただけます。
普通貯金	いつでも自由に出し入れできる貯金です。給与・年金などの自動受取りや各種公共料金などの自動支払いにもご利用いただけます。
普通貯金無利息型 (決済用)	貯金保険制度で全額保護され、自由に出し入れできる無利息の貯金です。
貯蓄貯金	普通貯金のよう自由に出し入れができ、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金の納付資金専用の貯金です。利息は非課税扱いです。
通知貯金	まとめた資金を短期間(7日以上)お預りする貯金です。お支払いの場合、事前(2営業日以上)に通知が必要です。
スーパー定期貯金	最長5年間までニーズにあった期間でお預入れができる定期貯金です。その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	1,000万円以上をお預りする定期貯金です。大口資金運用にご活用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する定期貯金です。預入期間3年のお利息は、半年複利となります。
期日指定定期貯金	個人のお客様にご利用いただける、預入期間1年~3年の定期貯金です。お利息は1年複利で計算されます。お預入れから1年経過後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	積立期間や満期日を定めず自由に積立ができる「エンドレス型」、毎月の掛金が自由に決められ、目標額にあわせて無理なく貯蓄ができる「満期型」など、お客様のニーズに合わせて貯めていくことができる定期貯金です。
定期積金	ライフプランに合わせて、無理なく資金を積み立てていくのに最適な貯金です。目的にあわせて、掛金・期間が選べます。



融資業務

組合員や地域の皆さまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆さまに必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種類	特徴
住宅ローン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃貸住宅ローン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マイカーローン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教育ローン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フリーローン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワイドカードローン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、JAのATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
農業資金	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種類	特徴
国債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。
投資信託	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。したがって、基準価格が変動するので元本および分配金の保証はありません。

その他サービス

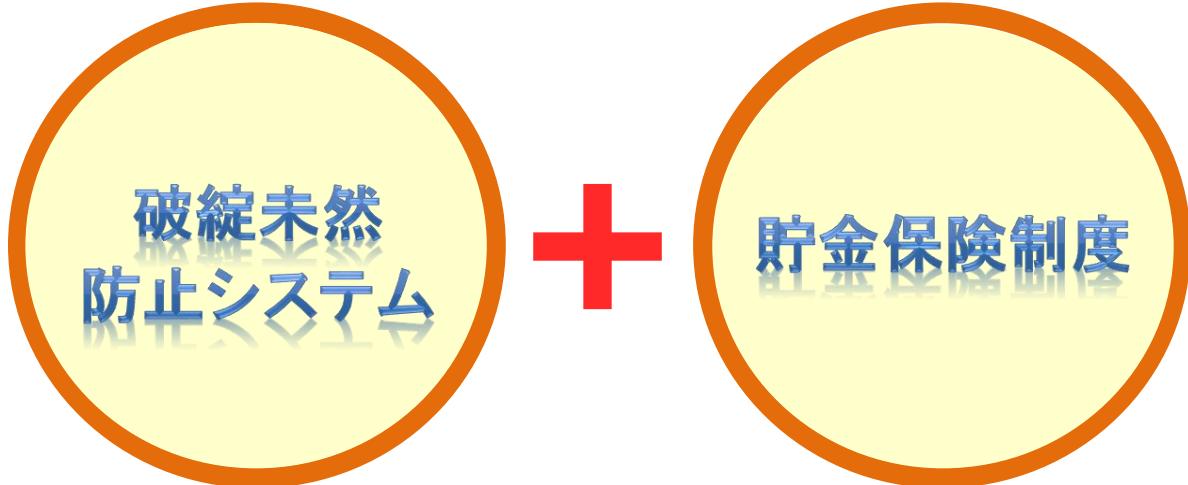
種類	特徴
J A ネットバンク (個人のお客様向け)	パソコンやスマートフォンから、いつでも24時間お取引ができる便利なサービスです。サービス内容は、残高照会・入出金明細照会等の口座情報照会や振込・振替等の資金移動などがご利用いただけます。
法人ネットバンク (法人のお客様向け)	インターネットに接続されているオフィスのパソコンから、残高照会・入出金明細照会や振込・振替の資金移動の他に、複数件のお振込データを1回の操作でまとめてご依頼ができる伝送サービスなど、豊富なサービスをご利用いただけます。
J A バンクアプリ	キャッシュカードをお持ちの個人のお客様を対象としたサービスです。アプリをダウンロード後、スマートフォンから残高照会・入出金明細照会等がご利用いただけます。その他、公共料金や税金等の払込票のバーコードを読み込み、お支払いができるP a y Bサービスなどにもアクセスいただけます。
キャッシュサービス	全国のJ Aキャッシュサービスコーナー(法人カードは東京都J Aが設置しているATMに限ります)にてATM稼働時間内に、手数料無料で現金のお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。また、J A以外のM I C Sマークの提携金融機関・ゆうちょ銀行・セブン銀行並びに提携しているコンビニ等でもお引出しがご利用いただけます。 ※ご利用時に、所定の手数料をお支払いいただく場合がございます。詳しくは、窓口にお問い合わせください。
J A カード (クレジットカード)	初年度年会費無料(ゴールドカード除く)でご利用でき、ご利用条件により次年度以降の年会費も無料になります。J A直売所でのお買い物が割引になるなど、J A独自の特典もございます。 クレジット機能のみの単体カードと、I Cキャッシュカード機能とクレジット機能が一枚になった一体型カードのどちらかをお選びいただけます。
自動支払い	電話料金・電気料金などの公共料金をはじめ、家賃・税金などを貯金口座から自動的に振り替えてお支払いします。
振込	当J Aの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
給与振込	毎月の給与やボーナスが、当日の朝にお客様の口座に直接振り込まれます。
年金自動受取	一度のお手続きで、大切な年金が毎回お客様の貯金口座へ振り込まれます。
貸金庫	証券・証書類・貴重品などお客様の大切な資産を、暗証番号と専用鍵を使用した高セキュリティなシステムでお守りします。 営業時間内なら、いつでも何度でもご利用いただけます。 ※貸金庫設置店舗は、練馬春日町支店・平和台支店・赤塚支店・石神井支店・大泉支店の5店舗となります。

※上記サービスの詳細やご利用手数料等につきましては、窓口にお問い合わせください。

J A バンク・セーフティネット

J A バンクでは、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「J A バンク・セーフティネット」を構築しています。

これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安全をお届けしています。



J A バンクの健全性を確保し、J A などの経営破綻を未然に防止するためのJ A バンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJ A などの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJ A バンクが拠出した「J A バンク支援基金」などを活用し、個々のJ A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

「貯金保険制度」は、J A・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的制度です。

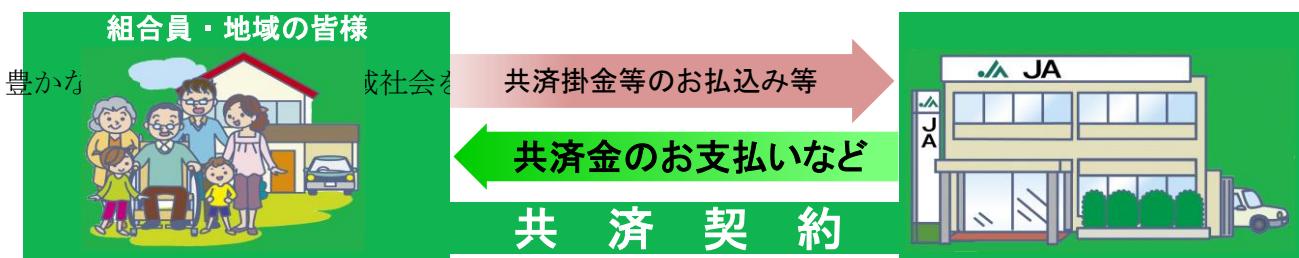
万一、J A が貯金などの払戻しができなくなったりの場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆さまの暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。

当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆さまの一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。
生存給付特則付一時払終身共済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。

認 知 症 共 濟	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介 護 共 濟	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 濟	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種 類	特 徴
建 物 更 生 共 濟	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。 掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火 災 共 濟	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種 類	特 徴
自 動 車 共 濟	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自 賠 責 共 濟	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆さまの暮らしを結ぶお手伝いをしています。

なお、農産物直売所4カ所（ファーマーズショップにりん草、ふれあいの里、とれたて村石神井、ファーマーズショップこぐれ村）にて、新鮮で安全・安心な地場農産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆さまへ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



4 宅地等供給事業

組合員の皆さまからの資産に関わる相談を通じ、的確な対応ができるよう各事業部門と連携を図り、既存資産の保全対策等、事業体制の充実、組合員の事業や資産が後継者・担い手に円滑に承継されるよう相続対策の強化に取り組んでいます。

5 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。
- 高齢化する組合員への対応や農業機械オペレーターの派遣を行い、安全な農作業の充実を図ります。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆さま方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和7年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

内国為替手数料

		当農協本支店あて		他金融機関あて			
窓口扱	1万円未満	1件につき	110円	電信扱	1万円未満	1件につき	
					1万円以上 3万円未満	1件につき	
					3万円以上	1件につき	
	3万円以上	1件につき	440円	文書扱	1万円未満	1件につき	
					1万円以上 3万円未満	1件につき	
					3万円以上	1件につき	
振込手数料	自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	110円	電信扱	1万円未満	1件につき	
					1万円以上 3万円未満	1件につき	
					3万円以上	1件につき	
	ATM扱	3万円未満	1件につき	110円	電信扱	1万円未満	1件につき
		3万円以上	1件につき	330円		1万円以上 3万円未満	1件につき
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	無料		3万円以上	1件につき
※ATM振込時、JAバンクおよびJFマリンバンク以外のお客様は、別途ATM手数料がかかります。				※ATM振込時、JAバンクおよびJFマリンバンク以外のお客様は、別途ATM手数料がかかります。			
インターネット扱	インターネット扱	3万円未満	1件につき	110円	電信扱	3万円未満	1件につき
		3万円以上	1件につき	220円		3万円以上	1件につき
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	無料		3万円以上	1件につき
代金取引手数料	電子交換所取立				1通につき	990円	
	個別取立				1通につき	1,100円	
その他の諸手数料	送金・振込の組戻料					1件につき	
	取立手形組戻手数料					1通につき	
	取立手形店頭呈示手数料 (ただし、1,000円以上実費を要する場合はその実費分)					1通につき	
	不渡手形返却手数料					1通につき	
	離島回金手数料					無料	

貯金関係

項目	内訳		金額	
当座開設	一般口座		550円	
	マル専口座		3,300円	
新規発行	キャッシュカード (ICタイプ)		無料	
再発行	通帳		550円	
	キャッシュカード (ICタイプ)		1,100円	
	証書		550円	
残高証明書	1通につき		220円	
小切手・手形用紙交付	当座小切手 (50枚) 【パーソナル含む】		1,100円	
	自己宛小切手 (1枚)		770円	
	約束手形 (25枚)		880円	
	為替手形 (20枚)		880円	
	専用手形 (1枚)		770円	
口座振替	定時自動送金 (1件あたり・1カ月毎)		自店舗 無料	
			僚店舗 110円	
			上記以外 55円+所定料金	
	振替サービス (1件あたり・1カ月毎)		自店舗 無料	
			僚店舗 110円	
	校納金		220円	
	登録振込 (1件あたり) ※給与振込を除く	登録時	55円	
		振込時	自店舗 無料	
			僚店舗 110円	
	上記以外		55円+所定料金	
	給与振込		自店舗・僚店舗 無料	
			上記以外 220円	
法人JAネットバンク 月額基本手数料	照会／振込サービス *1		1,100円	
	データ伝送サービス *1 (総合振込／給与・賞与)		1,100円	
貸金庫 (年間)	全自動	練馬春日町支店	中型 26,400円	
		赤塚支店	大型 33,000円	
		平和台支店	中型 30,800円	
		石神井支店	大型 38,500円	
		大泉支店		
両替	1枚～100枚		無料	
	101枚～300枚		110円	
	301枚～500枚		220円	
	501枚以上		330円	
その他手数料 (調査費用)	マイクロフィルムからの交付 1年未満		330円	
			1年以上1年ごと 330円	
	上記以外 10枚まで		330円	
			10枚超2枚ごと 22円	
個人情報開示等手数料	1件につき		1,100円	
国債窓販売口座 管理手数料	平成18年12月より		無料	
未利用口座 管理手数料 (年間)	令和3年10月1日以降に開設の口座が対象 *2		1,320円	

*1 : 振込手数料 (インターネット扱い) が別途かかります。

*2 : 対象貯金は普通貯金、貯蓄貯金、貯金残高が1万円以下でご利用が2年以上ない口座。

貸付関係

項目	内訳		金額	
プロパーローン	新規実行 (担保調査費用含む) *3		33,000円	
	条件変更		11,000円	
	繰上償還	一部繰上 *4	3,300円	
住宅ローン (保証付)	全額繰上		33,000円	
	新規実行 (担保調査費用含む)		33,000円	
	条件変更		11,000円	
小口ローン (保証付)	繰上償還	一部繰上 *4	3,300円	
		全額繰上	3,300円	
	新規実行		無料	
貯金担保貸付	条件変更		無料	
	繰上償還	一部繰上 *4	無料	
		全額繰上	無料	
【豊かな暮らしと活用する】 地域社会を実現する】			無料	
ローンカード再発行			1,100円	
貸出関係 証明書発行 (1通につき)	残高証明書作成		220円	
	支払利息残高証明書		220円	
	住宅取得控除証明書		無料	
	融資証明書		220円	
	農協印鑑証明書発行		無料	
	農協資格証明書発行		無料	
貸出書類 発行交付	証書貸付用紙交付		無料	
	手形貸付用紙交付		無料	

*3 : 農業資金は無料。

*4 : ①JA住宅ローン(保証機関付)及び生活関連ローンのJAネットバンク扱いは無料。

②約定返済後残高の90%が1回あたりの返済上限です。(円未満切り捨て)

③1回あたりの返済下限額は10,000円です。

振込取引にかかるATM利用手数料

○振込手数料の他に、下記のATM利用手数料がかかります。

提携金融機関等	平日 8:45～18:00	土曜日 9:00～14:00	その他時間帯
J A バンク・ J F マリンバンク	無料	無料	無料
その他金融機関 (MICS提携※)	110円	220円	220円

※信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工中金、ゆうちょ銀行のお客様は振込取引ができません。

出資金関係

項目	内訳	金額
残高証明書	1通につき	220円

貸借対照表

資産の部

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	510,634,105	492,317,416
(1) 現金	1,246,397	1,420,353
(2) 預金	307,210,952	287,125,389
系統預金	307,210,952	287,125,389
(3) 有価証券	38,540,870	37,377,430
国債	17,733,770	16,078,420
地方債	761,490	681,390
政府保証債	454,800	414,800
社債	19,590,810	20,202,820
(4) 貸出金	163,168,035	165,860,000
(5) その他の信用事業資産	1,116,605	1,140,788
未収収益	287,247	342,515
その他の資産	829,357	798,272
(6) 貸倒引当金	△648,755	△606,546
2. 共済事業資産	9,238	11,319
(1) その他の共済事業資産	9,238	11,319
3. 経済事業資産	61,223	63,016
(1) 経済事業未収金	26,629	25,642
(2) 棚卸資産	23,814	20,328
購買品	16,992	16,019
その他の棚卸資産	6,822	4,308
(3) その他の経済事業資産	10,779	17,045
4. 雑資産	2,164,022	2,142,415
(1) 雑資産	2,164,022	2,142,415
5. 固定資産	8,071,512	8,209,651
(1) 有形固定資産	8,050,937	8,189,750
建物	6,291,530	6,782,051
機械装置	14,976	14,390
土地	4,040,689	4,040,689
建設仮勘定	151,890	3,180
その他の有形固定資産	1,384,687	1,369,197
減価償却累計額	△3,832,836	△4,019,758
(2) 無形固定資産	20,575	19,901
その他の無形固定資産	20,575	19,901
6. 外部出資	19,087,970	19,218,040
(1) 外部出資	19,087,970	19,218,040
系統出資	18,628,090	18,758,160
系統外出資	409,880	409,880
子会社等出資	50,000	50,000
7. 繰延税金資産	2,132,429	2,923,085
資産の部合計	542,160,502	524,884,945

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業負債	503,011,368	487,149,866
(1) 賀金	502,901,358	486,933,675
(2) その他の信用事業負債	110,010	216,190
未払費用	15,680	133,043
その他の負債	94,329	83,147
2. 共済事業負債	761,119	759,240
(1) 共済資金	379,083	378,194
(2) 未経過共済付加収入	369,531	363,624
(3) その他の共済事業負債	12,504	17,422
3. 経済事業負債	21,444	34,286
(1) 経済事業未払金	21,359	32,937
(2) その他の経済事業負債	84	1,348
4. 雜負債	1,083,857	1,016,336
(1) 未払法人税等	37,692	41,526
(2) 資産除去債務	147,068	148,549
(3) その他の負債	899,095	826,260
5. 諸引当金	2,444,704	2,507,007
(1) 賞与引当金	346,555	353,466
(2) 退職給付引当金	1,759,051	1,837,124
(3) 役員退職慰労引当金	46,095	57,675
(4) 特例業務負担金引当金	293,003	258,741
負債の部合計	507,322,494	491,466,738
純資産の部		
1. 組合員資本	38,427,111	38,636,762
(1) 出資金	2,091,987	2,067,221
(2) 資本準備金	6,567	6,567
(3) 利益剰余金	36,367,901	36,600,587
利益準備金	5,354,900	5,354,900
その他の利益剰余金	31,013,001	31,245,687
事業基盤強化積立金	5,389,897	5,355,628
都市農業振興積立金	495,403	486,316
教育文化活動積立金	539,521	532,950
税効果会計調整積立金	765,772	765,772
特別積立金	21,690,000	22,540,000
当期末処分剰余金	2,132,407	1,565,019
(うち当期剰余金)	(1,028,494)	(529,243)
(4) 処分未済持分	△39,345	△37,614
2. 評価・換算差額等	△3,589,103	△5,218,555
(1) その他有価証券評価差額金	△3,589,103	△5,218,555
純資産の部合計	34,838,008	33,418,206
負債及び純資産の部合計	542,160,502	524,884,945

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	5,411,962	4,721,824
事業収益	5,700,328	5,581,059
事業費用	288,366	859,235
(1) 信用事業収益	3,945,552	3,831,831
資金運用収益	3,785,107	3,711,465
(うち預金利息)	(1,313,012)	(1,310,599)
(うち有価証券利息)	(304,463)	(312,501)
(うち貸出金利息)	(1,528,390)	(1,547,201)
(うちその他受入利息)	(639,242)	(541,163)
役務取引等収益	75,513	79,389
その他事業直接収益	4,406	—
その他経常収益	80,524	40,976
(2) 信用事業費用	△77,819	380,934
資金調達費用	44,208	288,799
(うち貯金利息)	(44,039)	(288,592)
(うち給付補填備金繰入)	(158)	(206)
(うちその他支払利息)	(10)	(0)
役務取引等費用	16,558	16,224
その他事業直接費用	474	—
その他経常費用	△139,060	75,910
(うち貸倒引当金戻入益)	△302,360	△42,209
信用事業総利益	4,023,371	3,450,897
(3) 共済事業収益	930,848	957,035
共済付加収入	886,179	893,012
その他の収益	44,668	64,023
(4) 共済事業費用	26,901	27,718
共済推進費	11,378	12,411
共済保全費	818	772
その他の費用	14,704	14,534
共済事業総利益	903,946	929,316
(5) 購買事業収益	228,830	263,680
購買品供給高	209,042	246,401
購買手数料	15,159	13,266
修理サービス料	607	751
その他の収益	4,021	3,261
(6) 購買事業費用	182,261	219,481
購買品供給原価	175,932	210,980
その他の費用	6,328	8,501
購買事業総利益	46,568	44,199
(7) 販売事業収益	161,966	245,946
販売品販売高	122,625	203,205
販売手数料	38,116	41,213
その他の収益	1,224	1,527
(8) 販売事業費用	105,951	177,168
販売品販売原価	98,367	163,206
その他の費用	7,583	13,961
販売事業総利益	56,015	68,777

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 宅地等供給事業収益	396,724	247,699
(10) 宅地等供給事業費用	4,529	5,784
宅地等供給事業総利益	392,194	241,914
(11) 指導事業収入	36,405	34,865
(12) 指導事業支出	46,541	48,147
指導事業収支差額	△10,135	△13,281
2. 事業管理費	4,586,632	4,497,655
(1) 人件費	3,089,847	3,072,500
(2) 業務費	497,904	493,794
(3) 諸税負担金	280,743	289,499
(4) 施設費	655,759	604,933
(5) その他事業管理費	62,377	36,928
事業利益	825,329	224,168
3. 事業外収益	395,526	388,102
(1) 受取出資配当金	354,256	326,520
(2) 貸貸料	11,603	24,901
(3) 雑収入	29,667	36,680
4. 事業外費用	5,026	24,438
(1) 支払雑利息	3,461	3,239
(2) 寄付金	307	910
(3) 雑損失	1,258	20,288
経常利益	1,215,829	587,831
5. 特別利益	39,049	199
(1) 固定資産処分益	2,709	199
(2) 耐震化促進助成金	36,340	–
6. 特別損失	89,880	4,553
(1) 固定資産処分損	89,880	4,553
税引前当期利益	1,164,997	583,478
法人税・住民税及び事業税	102,251	97,992
法人税等調整額	34,252	△43,757
法人税等合計	136,503	54,235
当期剰余金	1,028,494	529,243
当期首繰越剰余金	967,101	985,849
事業基盤強化積立金取崩額	95,427	34,269
都市農業振興積立金取崩額	–	9,086
教育文化活動積立金取崩額	6,798	6,570
税効果会計調整積立金取崩額	34,585	–
当期末処分剰余金	2,132,407	1,565,019

◇ 令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式 : 移動平均法による原価法

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

買取販売品以外 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③宅地等供給事業

組合員等の委託に基づき行う宅地等の売買の仲介業務、建物建築・補改修補助業務によるものであり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 棚卸資産の評価方法の変更

棚卸資産のうち購買品及び買取販売品に係る評価方法は、従来、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用していましたが、当事業年度より総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。

この評価方法の変更は、当事業年度に新たな業務システム（経済システム）を導入したことを契機として、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことの目的としたものであり、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来に亘り総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っていません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 606,546 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,926,068 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は442,988千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮記帳額
有形固定資産	建物 165,255
	機械装置 716
	土地 275,614
	その他の有形固定資産 1,402
	(車両運搬具) (221)
	(器具備品) (1,181)
合計	442,988

2. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,936,946千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,880,870千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項目	定義	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	699,718千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	60,498千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。	-千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。	-千円
合計		760,217千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

項目	総額	内訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	55,504千円	うち事業取引高	2,504千円
		うち事業取引以外の取引高	53,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,812千円	うち事業取引高	1,812千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によてもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,827,736千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	287,125,389	286,397,337	△ 728,052
有価証券			-
その他有価証券	37,377,430	37,377,430	
貸出金	165,860,000		
貸倒引当金(*1)	△ 606,546		
貸倒引当金控除後	165,253,454	165,098,410	△ 155,043
資産計	489,756,274	488,873,178	△ 883,096
貯金	486,933,675	486,197,322	△ 736,353
負債計	486,933,675	486,197,322	△ 736,353

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（2）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額
外部出資		19,218,040

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	287,125,389	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	500,000	-	900,000	43,900,000
貸出金(*1, 2)	11,256,568	10,591,223	12,985,727	9,179,207	8,464,723	110,550,751
合 計	298,381,958	10,591,223	13,485,727	9,179,207	9,364,723	154,450,751

(*1) 貸出金のうち、当座貸越86,636千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,831,799千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	471,415,428	9,471,861	4,140,498	773,960	1,131,925	-
合 計	471,415,428	9,471,861	4,140,498	773,960	1,131,925	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	社債	780,230	721,930 58,300
	小 計	780,230	721,930 58,300
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	16,078,420	20,070,106 △3,991,686
	地方債	681,390	900,000 △218,610
	政府保証債	414,800	500,000 △85,200
	社債	19,422,590	22,520,753 △3,098,163
	小 計	36,597,200	43,990,860 △7,393,660
合 計		37,377,430	44,712,790 △7,335,360

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	3, 258, 856
勤務費用	188, 429
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△ 501, 910
退職給付の支払額	△ 70, 413
期末における退職給付債務	2, 874, 961

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	1, 505, 091
特定退職金共済制度期待運用収益	11, 288
数理計算上の差異の発生額	285
特定退職金共済制度への拠出金	101, 582
退職給付の支払額	△ 41, 168
期末における年金資産	1, 577, 079

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	2, 874, 961
特定退職金共済制度	△ 1, 577, 079
未積立退職給付債務	1, 297, 882
未認識過去勤務費用	85, 600
未認識数理計算上の差異	453, 641
貸借対照表計上額純額	1, 837, 124
退職給付引当金	1, 837, 124

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	188, 429
利息費用	-
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 11, 288
数理計算上の差異の費用処理額	42, 459
過去勤務費用の費用処理額	△ 10, 700
小計	208, 900
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 10, 800
合計	198, 100

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	72.0 %
年金保険投資	25.0 %
現金及び預金	3.0 %
合計	100.0 %

(7) 長期待用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期待用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.58 %
長期待用収益率	
特定退職金共済制度期待用収益率	0.75 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,533円を拠出しています。

なお、令和7年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、258,741千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	32,367
賞与引当金	98,687
退職給付引当金	525,526
役員退職慰労引当金	16,422
資産除去債務	42,303
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	6,088
未払法人事業所税	2,120
固定資産減損損失	13,263
業務外固定資産評価損	80,611
特例業務負担金引当金	73,828
減価償却費限度超過額	47,093
有価証券評価損	107,291
その他有価証券評価差額金（評価損）	2,100,113
その他	39,166
繰延税金資産小計	3,184,885
評価性引当額	△ 258,816
繰延税金資産合計（A）	2,926,068
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△ 2,983
繰延税金負債合計（B）	△ 2,983
繰延税金資産の純額（A）+（B）	2,923,085

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
調 交際費等永久に損金に算入されない項目	2.98 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 9.01 %
住民税均等割等	0.69 %
評価性引当額の増減	△ 2.97 %
事業分量配当金	△ 7.53 %
整 税率変更による影響	△ 2.70 %
その他	△ 0.08 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.29 %

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を27.92%から28.63%に変更し計算しています。

その結果、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債控除後）は68,256千円、その他有価証券評価差額金は52,494千円それぞれ増加し、法人税等調整額は15,761千円減少しています。

X. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

（3）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
期首残高	147,068
時の経過による調整額	1,480
期末残高	148,549

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式 : 移動平均法による原価法

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

買取販売品以外 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③宅地等供給事業

組合員等の委託に基づき行う宅地等の売買の仲介業務、建物建築・補改修補助業務によるものであり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 648,755 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,135,678 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,206千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮記帳額
有形固定資産	建物 165,255
	機械装置 973
	土地 275,614
	その他の有形固定資産 1,705
	(車両運搬具) (221)
無形固定資産	(器具備品) (1,484)
ソフトウェア	3,657
合計	447,206

2. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,963,372千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,932,746千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号木(2) (i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項目	定義	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	715,318千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	172,228千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	-千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	-千円
合計		887,547千円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

項目	総額	内訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	7,817千円	うち事業取引高	4,817千円
		うち事業取引以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	985千円	うち事業取引高	985千円

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,892,753千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	307,210,952	306,997,938	△ 213,014
有価証券			-
その他有価証券	38,540,870	38,540,870	
貸出金	163,168,035		
貸倒引当金(*1)	△ 648,755		
貸倒引当金控除後	162,519,280	163,328,485	809,205
資産計	508,271,102	508,867,294	596,191
貯金	502,901,358	502,669,565	△ 231,792
負債計	502,901,358	502,669,565	△ 231,792

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（2）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額
外部出資		19,087,970

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	307,210,952	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	200,000	-	43,900,000
貸出金(*1, 2)	11,494,128	9,981,119	10,549,169	12,282,507	8,912,579	107,690,541
合 計	318,705,080	9,981,119	10,549,169	12,482,507	8,912,579	151,590,541

(*1) 貸出金のうち、当座貸越80,212千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,257,990千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	487,551,346	7,038,953	6,553,216	917,305	840,536	-
合 計	487,551,346	7,038,953	6,553,216	917,305	840,536	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	社債	300,850	300,000
	小 計	300,850	300,000
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	17,733,770	20,056,293
	地方債	761,490	900,000
	政府保証債	454,800	500,000
	社債	19,289,960	21,743,585
	小 計	38,240,020	43,199,879
合 計		38,540,870	43,499,879
			△4,959,009

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	496,375	4,406	-
社債	99,526	-	474
合 計	595,901	4,406	474

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	3,329,190
勤務費用	196,704
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△ 61,390
退職給付の支払額	△ 205,648
期末における退職給付債務	3,258,856

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	1,511,455
特定退職金共済制度期待運用収益	10,580
数理計算上の差異の発生額	127
特定退職金共済制度への拠出金	99,835
退職給付の支払額	△ 116,906
期末における年金資産	1,505,091

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	3,258,856
特定退職金共済制度	△ 1,505,091
未積立退職給付債務	1,753,764
未認識過去勤務費用	96,300
未認識数理計算上の差異	△ 91,013
貸借対照表計上額純額	1,759,051
退職給付引当金	1,759,051

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	196,704
利息費用	-
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 10,580
数理計算上の差異の費用処理額	49,633
過去勤務費用の費用処理額	△ 10,700
小計	225,057
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 11,400
合計	213,657

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.0 %
年金保険投資	28.0 %
現金及び預金	4.0 %
その他	5.0 %
合計	100.0 %

(7) 長期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,078千円を拠出しています。

なお、令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293,003千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	45,677
賞与引当金	96,758
退職給付引当金	491,127
役員退職慰労引当金	12,869
資産除去債務	41,061
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	6,233
未払法人事業所税	2,115
固定資産減損損失	12,935
業務外固定資産評価損	78,612
特例業務負担金引当金	81,806
減価償却費限度超過額	44,069
有価証券評価損	104,630
その他有価証券評価差額金（評価損）	1,384,555
その他	33,903
繰延税金資産小計	2,436,356
評価性引当額	△ 300,677
繰延税金資産合計 (A)	2,135,678
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△3,249
繰延税金負債合計 (B)	△3,249
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	2,132,429

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.92 %
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.45 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.20 %
	住民税均等割等	0.23 %
	評価性引当額の増減	△ 7.26 %
	事業分量配当金	△ 5.64 %
	その他	0.22 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		11.71 %

IX. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：千円)
	貸借対照表計上額	
期首残高		152,051
時の経過による調整額		1,448
資産除去債務の履行による減少額		△ 6,431
期末残高		147,068

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	令和6年6月27日総代会承認	令和7年6月24日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	2,132,407	1,565,019
任意積立金取崩額	-	106,779
事業基盤強化積立金	-	106,779
剰余金処分額 (B)	1,146,557	691,389
任意積立金	850,000	473,491
特別積立金	(850,000)	(430,000)
税効果会計調整積立金	(-)	(43,491)
出資配当金	60,917	60,447
(出資配当率)	(3.00%)	(3.00%)
事業分量配当金	235,640	157,450
次期繰越剰余金 (A - B)	985,849	980,409

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分	令和5年度		令和6年度		
	配当基準	配当金額	配当基準	配当金額	
信用	貯 金	当座性貯金の平均残高に対し、年0.02%の割合です。 ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.10%の割合です。 ただし、特別金利適用分は除きます。	206,844	当座性貯金の平均残高に対し、年0.01%の割合です。 ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.07%の割合です。 ただし、特別金利適用分は除きます。	135,617
	貸 出	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。 ただし、貸出金利 年0.95%未満は除きます。	28,796	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。 ただし、貸出金利 年1.125%以上を対象とします。	21,833
事業分量配当金合計		235,640		157,450	

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
繰越額	52,000	27,000

部門別損益計算書

◇ 令和6年度

(単位：千円)

区分	合計	信 事 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通 管理費等
事業収益 ①	5,581,059	3,831,831	957,035	417,757	339,569	34,865	
事業費用 ②	859,235	380,934	27,718	322,053	80,381	48,147	
事業総利益 (①-②) ③	4,721,824	3,450,897	929,316	95,703	259,187	△13,281	
事業管理費 ④	4,497,655	2,794,720	715,586	464,793	273,235	249,320	
(うち減価償却費) ⑤	(313,370)	(215,826)	(38,160)	(28,303)	(19,268)	(11,811)	
(うち人件費) ⑤'	(3,072,500)	(1,813,312)	(465,661)	(230,939)	(369,744)	(192,842)	
※うち共通管理費 ⑥		652,065	141,668	75,495	65,978	38,459	△973,667
(うち減価償却費) ⑦		(155,842)	(33,858)	(18,043)	(15,768)	(9,191)	(△232,704)
(うち人件費) ⑦'		(694,288)	(150,842)	(80,384)	(70,250)	(40,950)	(△1,036,715)
事業利益 (③-④) ⑧	224,168	656,177	213,730	△369,090	△14,047	△262,601	
事業外収益 ⑨	388,102	301,226	59,435	13,805	8,681	4,952	
※うち共通分 ⑩		70,970	15,419	8,216	7,181	4,185	△105,973
事業外費用 ⑪	24,438	22,514	845	453	395	229	
※うち共通分 ⑫		3,893	845	450	393	229	△5,813
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	587,831	934,889	272,320	△355,738	△5,760	△257,879	
特別利益 ⑭	199	199	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	4,553	3,812	326	173	151	88	
※うち共通分 ⑰		1,501	326	173	151	88	△2,242
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑯	583,478	931,276	271,993	△355,911	△5,912	△257,967	
営農指導事業分配賦額 ⑯		180,190	38,978	21,540	17,258	△257,967	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑯-⑯) ⑯	583,478	751,086	233,014	△377,452	△23,170		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売の事業を指します。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指します。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割) の平均値

- (2) 営農指導事業
同上 (営農指導部門を除く)

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	信 事 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	66.98%	14.55%	7.75%	6.77%	3.95%	100.00%
営農指導事業	69.85%	15.11%	8.35%	6.69%		100.00%

◇ 令和5年度

(単位:千円)

区分	合計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通 管理費等
事業収益 ①	5,700,328	3,945,552	930,848	306,413	481,108	36,405	
事業費用 ②	288,366	△77,819	26,901	221,002	71,740	46,541	
事業総利益 (①-②) ③	5,411,962	4,023,371	903,946	85,411	409,367	△10,135	
事業管理費 ④	4,586,632	2,925,403	730,314	450,485	246,488	233,941	
(うち減価償却費) ⑤	(343,755)	(239,095)	(40,713)	(29,374)	(22,191)	(12,380)	
(うち人件費) ⑤'	(3,089,847)	(1,836,630)	(460,701)	(224,987)	(376,530)	(190,997)	
※うち共通管理費 ⑥		677,618	137,753	72,735	70,292	36,926	△995,327
(うち減価償却費) ⑦		(179,111)	(36,411)	(19,225)	(18,580)	(9,760)	(△263,090)
(うち人件費) ⑦'		(717,605)	(145,882)	(77,027)	(74,440)	(39,105)	(△1,054,062)
事業利益 (③-④) ⑧	825,329	1,097,968	173,632	△365,074	162,879	△244,076	
事業外収益 ⑨	395,526	309,139	60,310	12,034	9,559	4,481	
※うち共通分 ⑩		80,261	16,316	8,615	8,325	4,373	△117,893
事業外費用 ⑪	5,026	3,417	693	373	355	185	
※うち共通分 ⑫		3,410	693	366	353	185	△5,010
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	1,215,829	1,403,690	233,250	△353,413	172,083	△239,781	
特別利益 ⑭	39,049	27,449	5,029	2,655	2,566	1,348	
※うち共通分 ⑮		24,740	5,029	2,655	2,566	1,348	△36,340
特別損失 ⑯	89,880	62,168	11,726	6,859	5,983	3,143	
※うち共通分 ⑰		57,682	11,726	6,191	5,983	3,143	△84,726
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑯	1,164,997	1,368,971	226,553	△357,617	168,666	△241,576	
営農指導事業分配賦額 ⑯		170,987	34,666	19,060	16,862	△241,576	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑯-⑯) ⑯	1,164,997	1,197,984	191,887	△376,677	151,804		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売の事業を指します。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指します。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業

同上 (営農指導部門を除く)

3. 配賦割合 (2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	68.09%	13.84%	7.30%	7.06%	3.71%	100.00%
営農指導事業	70.78%	14.35%	7.89%	6.98%		100.00%

会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	5,833	5,759	5,824	5,700	5,581
信用事業収益	4,171	4,359	4,289	3,945	3,831
共済事業収益	989	970	924	930	957
購買事業収益	419	241	274	228	263
販売事業収益	166	168	152	161	245
その他事業収益	87	19	183	433	282
経常利益	1,192	1,043	664	1,215	587
当期剰余金	989	819	374	1,028	529
出資金	2,198	2,159	2,112	2,091	2,067
(出資口数)	(2,198,298)	(2,159,542)	(2,112,632)	(2,091,987)	(2,067,221)
純資産額	36,829	36,865	35,082	34,838	33,418
総資産額	551,140	550,970	550,997	542,160	524,884
貯金等残高	509,957	509,512	511,227	502,901	486,933
貸出金残高	149,650	155,464	157,651	163,168	165,860
有価証券残高	32,370	39,669	39,149	38,540	37,377
剰余金配当額	272	263	270	296	60
出資配当額	64	63	82	60	60
事業利用分量配当額	207	200	188	235	-
職員数	378	378	372	374	370
単体自己資本比率	17.08%	16.83%	16.52%	16.40%	18.07%

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っておりません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収益	3,785,107	3,711,465	△73,642
役務取引等収益	75,513	79,389	3,876
その他事業直接収益	4,406	–	△4,406
その他経常収益	80,524	40,976	△39,548
計	3,945,552	3,831,831	△113,721
資金調達費用	44,208	288,799	244,591
役務取引等費用	16,558	16,224	△334
その他事業直接費用	474	–	△474
その他経常費用	△139,060	75,910	214,970
計	△77,819	380,934	458,753
資金運用収支	3,740,899	3,422,666	△318,233
役務取引等収支	58,954	63,165	4,211
その他信用事業収支	223,517	△34,933	△258,450
信用事業粗利益	3,803,786	3,485,831	△317,955
(信用事業粗利益率)	0.72%	0.69%	△0.03%
事業粗利益	5,525,336	5,051,464	△473,872
(事業粗利益率)	1.01%	0.94%	-0.07%
事業純益	938,703	553,808	△384,895
実質事業純益	938,703	553,808	△384,895
コア事業純益	934,771	553,808	△380,963
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	934,771	553,808	△380,963

注: 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常収益を除く。) - 信用事業費用(その他経常費用を除く。) + 金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率=信用事業粗利益 ÷ 信用事業資産平均残高 × 100

事業粗利益=事業総利益 - 信用事業に係るその他経常収益 - 信用事業以外に係るその他の収益 + 信用事業に係るその他経常費用 + 信用事業以外に係るその他の費用 + 事業外収益の受取出資配当金 + 金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100」から「事業粗利益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100」に変更しています。

事業純益=事業粗利益 - 事業管理費 - 一般貸倒引当金総額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

実質事業純益=事業純益 + 一般貸倒引当金総額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

コア事業純益=実質事業純益 - 国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益 - 投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

項目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	522,356	3,789	0.73%	503,193	3,711	0.74%
うち預金	317,298	1,952	0.61%	294,064	1,851	0.63%
うち有価証券	43,500	304	0.70%	44,288	312	0.71%
うち貸出金	161,557	1,528	0.95%	164,840	1,547	0.94%
資金調達勘定	511,780	44	0.01%	492,994	288	0.06%
うち貯金・定期積金	511,780	44	0.01%	492,994	288	0.06%
うち譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	－	－	－	－	－	－
総資金利ざや			0.15%			0.11%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	△322	△73
うち貸出金	△46	18
うち商品有価証券	－	－
うち有価証券	28	8
うちコールローン	－	－
うち買入手形	－	－
うち預金	△303	△100
支払利息	4	244
うち貯金・定期積金	4	244
うち譲渡性貯金	－	－
うち借入金	－	－
差し引き	△326	△318

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
流動性貯金	244,223 (47.7%)	248,402 (50.3%)	4,178
定期性貯金	266,736 (52.1%)	243,699 (49.4%)	△23,037
その他の貯金	825 (0.1%)	898 (0.1%)	72
計	511,786 (100.0%)	493,000 (100.0%)	△18,786
譲渡性貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合計	511,786 (100.0%)	493,000 (100.0%)	△18,786

注 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
定期貯金	248,280 (98.9%)	237,675 (98.9%)	△10,605
うち固定金利定期	248,279 (99.9%)	237,674 (99.9%)	△10,605
うち変動金利定期	1 (0.0%)	1 (0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
財形貯蓄残高	6	5	0

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
証書貸付金	161,500 (99.9%)	164,797 (99.9%)	3,297
当座貸越	84 (0.0%)	80 (0.0%)	△3
制度資金貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
金融機関貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
割引手形	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合計	161,584 (100.0%)	164,878 (100.0%)	3,293

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	1,369 (0.8%)	1,864 (1.1%)	495
林業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
水産業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
製造業	366 (0.2%)	351 (0.2%)	△15
鉱業	2 (0.0%)	2 (0.0%)	-
建設・不動産業	109,145 (66.8%)	130,471 (78.5%)	21,326
電気・ガス・熱供給水道業	350 (0.2%)	58 (0.0%)	△292
運輸・通信業	565 (0.3%)	513 (0.3%)	△51
金融・保険業	434 (0.2%)	407 (0.2%)	△27
卸売・小売業・サービス業・飲食業	7,372 (4.5%)	6,180 (3.6%)	△1,192
地方公共団体	- (0.0%)	- (0.0%)	-
非営利法人	- (0.0%)	- (0.0%)	-
その他	43,558 (26.6%)	26,009 (15.6%)	△17,549
合計	163,168 (100.0%)	165,860 (100.0%)	2,691

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
貯金・定期積金等	3,066	3,095	28
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	150,568	156,221	5,653
その他担保物	-	-	-
小計	153,635	159,317	5,681
農業信用基金協会保証	393	435	41
その他保証	443	407	△36
小計	836	842	5
信用	8,696	5,700	△2,995
合計	163,168	165,860	2,691

4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
固定金利貸出	52,867 (32.3%)	46,412 (27.9%)	△6,454
変動金利貸出	110,300 (67.5%)	119,446 (72.0%)	9,146
合計	163,168 (100.0%)	165,860 (100.0%)	2,691

() 内は構成比

5 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
運転資金	896 (0.5%)	844 (0.5%)	△52
設備資金	131,655 (80.6%)	133,471 (80.4%)	1,816
生活資金	24,304 (14.8%)	26,681 (16.0%)	2,377
その他	6,310 (3.8%)	4,861 (2.9%)	△1,449
合計	163,168 (100.0%)	165,860 (100.0%)	2,691

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
野菜・園芸	42	105	62
果樹・樹園農業	29	62	32
その他農業	296	268	△27
合計	368	436	68

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
プロパー資金	368	436	68
合計	368	436	68

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				合計
		担保	保証	引当		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	699	483	—	216	699
	令和5年度	715	464	—	251	715
危険債権	令和6年度	60	60	—	—	—
	令和5年度	172	172	—	—	—
要管理債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
小計	令和6年度	760	543	—	216	760
	令和5年度	887	636	—	251	887
正常債権	令和6年度	165, 154				
	令和5年度	162, 356				
合計	令和6年度	165, 914				
	令和5年度	163, 244				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和5年度				令和6年度				期末残高
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用				目的使用		
一般貸倒引当金	401	397	—	401	397	397	390	—	397
個別貸倒引当金	549	251	—	549	251	251	216	—	251
合計	951	648	—	951	648	648	606	—	648
									606

10 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	53,630	206,905	53,545	206,272
	金額	66,220	120,042	61,535	109,422
代金取立為替	件数	1	2	1	—
	金額	3	0	9	—
雜為替	件数	3,625	3,212	2,845	2,486
	金額	30,686	30,618	23,787	23,602
合 計	件数	57,256	210,119	56,391	208,758
	金額	96,910	150,661	85,332	133,024

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債窓販実績

該当する取引はありません。

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
国債	20,152	20,056	△ 96
地方債	900	900	-
政府保証債	500	500	-
社債	21,947	22,831	884
合計	43,500	44,288	787

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和5年度								
国債	-	-	-	-	-	20,300	-	20,300
地方債	-	-	-	-	-	900	-	900
政府保証債	-	-	-	-	-	500	-	500
社債	-	-	200	1,600	3,600	17,000	-	22,400
令和6年度								
国債	-	-	-	-	-	20,300	-	20,300
地方債	-	-	-	-	-	900	-	900
政府保証債	-	-	-	-	-	500	-	500
社債	-	500	900	4,400	1,900	15,900	-	23,600

4 有価証券の時価情報等

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	令和5年度			令和6年度		
		取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原価を 超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	社債	300	300	0	780	721	58
	小計	300	300	0	780	721	58
貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原価を 超えないもの	国債	17,733	20,056	△ 2,322	16,078	20,070	△ 3,991
	地方債	761	900	△ 138	681	900	△ 218
	政府保証債	454	500	△ 45	414	500	△ 85
	社債	19,289	21,743	△ 2,453	19,422	22,520	△ 3,098
	小計	38,240	43,199	△ 4,959	36,597	43,990	△ 7,393
合計		38,540	43,499	△ 4,959	37,377	44,712	△ 7,335

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	9,188	78,620	9,358	77,228
	定期生命共済	115	1,482	114	1,453
	養老生命共済	5,005	24,626	4,693	22,228
	(うちこども共済)	3,739	13,062	3,622	12,230
	医療共済	5,947	5,764	5,930	5,302
	がん共済	978	260	1,002	260
	定期医療共済	258	651	241	597
	介護共済	794	1,681	912	2,177
	認知症共済	82		88	
	生活障害共済	87		79	
	特定重度疾病共済	150		163	
建物更生共済	年金共済	8,814	872	8,892	824
	合 計	20,582	632,777	20,058	634,051
合 計		52,000	746,736	51,530	744,123

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	5,947	32 141	5,930	31 166
がん共済	978	7	1,002	8
定期医療共済	258	1	241	1
合 計	7,183	41 141	7,173	40 166

(注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(注2) 医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

3 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	794	2,828	912	3,446
認知症共済	82	303	88	314
生活障害共済 (一時金型)	58	173	50	162
生活障害共済 (定期年金型)	29	52	29	48
特定重度疾病共済	150	320	163	332

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	6,561	5,767	6,509	5,668
年金開始後	2,253	1,793	2,383	1,953
合計	8,814	7,561	8,892	7,622

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	3,273	68,089	49	3,106	64,618	48
自動車共済	5,271		314	5,186		301
傷害共済	3,864	20,692	0	4,263	27,524	1
団体定期生命共済	−	−	−	−	−	−
定額定期生命共済	3	12	0	2	8	0
賠償責任共済	790		1	731		1
自賠責共済	821		13	818		13
合計	14,022		380	14,106		365

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

1 購買事業

買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和5年度 取扱高	令和6年度
		取扱高
生産資材	肥料	49,969
	農薬	24,125
	飼料	248
	農業機械	23,594
	包装資材	9,781
	保温資材	21,248
	その他生産資材	38,860
小計		167,828
生活物資	食品	107,052
	生鮮食品	26,728
	一般食品	80,323
	衣料品	561
	耐久消費財	115
	日用雑貨用品	5,988
	小計	113,717
合計		281,545
		303,598

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2 販売事業

①受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
野菜	114,491	124,684
市場出荷	36,805	44,889
果実	18,235	17,261
キノコ	25	104
花き・花木	57,240	71,563
種苗	27,310	14,755
加工・工芸品	37,503	48,920
その他	73,138	51,085
合計	365,200	373,265

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和5年度	令和6年度
	販売高	販売高
米	63,154	111,011
麦・豆類・雑穀	1	-
野菜（仕入）	39,606	61,885
果実（仕入）	1,823	652
地場農産物	2,725	16,663
その他	15,314	12,992
合計	122,626	203,205

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

その他の事業

1 加工事業

該当する取引はありません。

2 高齢者福祉事業

豊か・該当する取引はありません。

3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
収益		
受託手数料	396,724	247,699
合 計	396,724	247,699
費用		
受託雑費	4,529	5,784
合 計	4,529	5,784
差 引 利 益	392,195	241,915

(単位：件)

項目	令和5年度	令和6年度
取扱件数		
土地売買	38	35
建設管理	5	13
合 計	43	48

4 指導事業

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
収入		
指導補助金	141	-
健康管理収入	64	124
指導雑収入	36,200	34,741
合 計	36,405	34,865
支出		
営農改善費	16,117	18,615
生活文化事業費	13,887	14,013
教育情報費	7,330	7,530
健康管理費	3,428	4,064
指導雑費	5,778	3,923
合 計	46,541	48,147
収 支 差 額	△10,135	△13,281

5 利用事業

該当する取引はありません。

6 旅行事業

該当する取引はありません。

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	5,965	6,218
一店舗当り貯金残高	45,718	54,103
一職員当り貸出金残高	1,977	2,045
一店舗当り貸出金残高	14,833	18,428
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	11,631	11,518
一店舗当り長期共済保有高	67,885	82,680
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	19	21
一職員当り販売品取扱高	24	40
一店舗当り購買品取扱高	46	50

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

なお、経済事業関係の「一職員当り販売品取扱高」は、買取販売に係る販売高を含んでいます。

2 利益率

種類	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.22%	0.11%	-0.11%
資本経常利益率	3.47%	1.72%	-1.75%
総資産当期純利益率	0.18%	0.09%	-0.09%
資本当期純利益率	2.94%	1.55%	-1.39%

注 1. 総資産経常利益率=経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益÷純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剩余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剩余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

種類	令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末	32.44%	34.06%
	期中平均	31.56%	33.43%
貯証率	期末	7.66%	7.67%
	期中平均	8.49%	8.98%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	38,130	38,418
うち、出資金及び資本準備金の額	2,098	2,073
うち、再評価積立金の額	–	–
うち、利益剰余金の額	36,367	36,600
うち、外部流出予定額(△)	296	217
うち、上記以外に該当するものの額	△39	△37
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	397	390
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	397	390
うち、適格引当金コア資本算入額	–	–
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,528	38,809
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額	14	14
うち、のれんに係るものと額	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	14
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額	–	–
適格引当金不足額	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–
前払年金費用の額	–	–
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–
特定項目に係る10パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものと関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	–	–
特定項目に係る15パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものと関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	–	–
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14	14
自己資本		
自己資本の額 ((イ) – (ロ)) (ハ)	38,513	38,794

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	225, 111	208, 291
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャヤーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャヤー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9, 649	6, 308
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーションル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	234, 760	214, 599
<自己資本比率>		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	16. 40%	18. 07%

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクspoージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	1,246	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,074	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	900	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	4,758	425	17
地方三公社向け	4,076	815	32
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	307,714	61,542	2,461
法人等向け	15,793	8,235	329
中小企業等向け及び個人向け	1,286	327	13
抵当権付住宅ローン	83,914	29,035	1,161
不動産取得等事業向け	46,104	45,441	1,817
三月以上延滞等	—	—	—
取立未済手形	65	13	0
信用保証協会等保証付	14,261	1,420	56
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	597	597	23
（うち出資等のエクスポージャー）	597	597	23
（うち重要な出資のエクspoージャー）	—	—	—
上記以外	45,749	77,255	3,090
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手 段に該当するもの以外のものに係るエクspo ージャー）	2,721	6,804	272
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象 資金調達手段に係るエクspoージャー）	18,490	46,225	1,849
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクspoージャー）	930	2,325	93
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクspoージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部 分に係るエクspoージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクspoージャー）	23,606	21,900	876

(単位：百万円)			
証券化	—	—	—
(うちＳＴＣ要件適用分)	—	—	—
(うち非ＳＴＣ適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	—	—	—
ジャヤ	—	—	—
(うちルックスルーア方式)	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの	—	—	—
の額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート	—	—	—
ジャヤに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算	—	—	—
入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポートジャヤ別計	546,545	225,111	9,004
ＣＶＡリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポートジャヤ	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	546,545	225,111	9,004
オペレーションル・リスク	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	385
に対する所要自己資本の額			
<基礎的手法>	9,649	385	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	9,390
	234,760	9,390	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャヤの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポートジャヤ」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャヤ及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャヤのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポートジャヤ、重要な出資のエクスポートジャヤが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポートジャヤ)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャヤに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートジャヤのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	1,420	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,088	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	900	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	4,755	425	17
地方三公社向け	3,850	770	30
金融機関、第一種金融商品取引業者向け	287,712	57,542	2,301
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	14,626	6,622	264
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	17,304	11,881	475
(うちトランザクター向け)	0	0	0
不動産関連向け	132,633	61,354	2,454
(うち自己居住用不動産等向け)	5,624	1,270	50
(うち賃貸用不動産向け)	96,655	36,055	1,442
(うち事業用不動産関連向け)	30,353	24,027	961
(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
(うちADC向け)	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	760	574	22
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	38	7	0
信用保証協会等保証付	13,850	1,375	55
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	597	597	23
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	33,628	67,139	2,685
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	2,721	6,803	272
(うち農林中央金庫の対象資金調達手段に係るエクスポージャー)	18,620	46,550	1,862

(単位：百万円)

(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー)	999	2,498	99
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスボージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスボージャー)	11,287	11,287	451
証券化	-	-	-
(うちS T C要件適用分)	-	-	-
(うち非S T C適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスボージャー別計(簡便法)	532,166	208,291	8,331
C V Aリスク相当額 ÷ 8 %	-	-	-
中央清算機関関連エクスボージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	532,166	208,291	8,331
オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額 a 6,308	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$ 252	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a 214,599	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$ 8,583	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,308
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	252
B I	4,205
B I C	504

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポートジャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクspoージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクspoージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクspoージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスボージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
延滞エクスボージャーの期末残高

(単位：百万円)

備考	区分	令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスボージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスボージャー	信用リスクに関するエクスボージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスボージャー
	国 内	546,545	163,244	43,578	-	532,166	167,198	44,793	760
	国 外	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域別残高計	546,545	163,244	43,578	-	532,166	167,198	44,793	760
法人	農業	82	82	-	-	104	104	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	8	8	-	-	207	6	200	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	10,458	8,856	1,601	-	12,587	10,785	1,802	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,916	-	3,916	-	3,916	-	3,916	-
	運輸・通信業	9,331	11	9,320	-	9,330	10	9,320	-
	金融・保険業	310,806	103	3,423	-	291,172	98	3,823	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	8,965	5,328	3,637	-	9,248	5,210	4,038	-
	日本国政府・地方公共団体	23,850	2,875	20,975	-	23,638	2,649	20,989	-
	上記以外	4,282	3,528	703	-	3,032	2,279	703	-
	個 人	142,320	142,320	-	-	146,053	146,053	-	760
	そ の 他	32,521	127	-	-	32,874	-	-	-
	業種別残高計	546,545	163,244	43,578	-	532,166	167,198	44,793	760
	1年以下	307,413	1,400	-		289,490	2,278	-	
	1年超3年以下	2,933	2,933	-		4,718	4,216	501	
	3年超5年以下	7,732	7,531	200		8,351	7,450	900	
	5年超7年以下	8,715	7,113	1,602		9,880	5,469	4,410	
	7年超10年以下	14,644	9,528	5,116		14,701	10,588	4,112	
	10年超	171,188	134,530	36,658		171,976	137,108	34,867	
	期限の定めのないもの	33,916	206	-		33,048	85	-	
	残存期間別残高計	546,545	163,244	43,578		532,166	167,198	44,793	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブル以外のオフ・バランスシート・エクスボージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスボージャーをいいます。
4. 「延滞エクスボージャー」とは、次の事由が生じたエクスボージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和5年度				令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		
一般貸倒引当金	401	397	-	401	397	397	390	-	397	390
個別貸倒引当金	549	251	-	549	251	251	216	-	251	216

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和5年度					令和6年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額			
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	549	251	—	549	251		251	216	—	251	216	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	549	251	—	549	251		251	216	—	251	216	
農業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
林業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
水産業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
製造業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
建設・不動 産業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
人 運輸・通信 業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
金融・保険 業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
上記以外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
個人	549	251	—	549	251		—	251	216	—	251	216
業種別計	549	251	—	549	251		—	251	216	—	251	216

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						リスク・ウェイトの加 重平均値 (%)	
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後					
		オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	信用リスク アセットの額			
-	A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))			
現金	0	1,420	-	1,420	-	-		-	
我が国の中央政府及び中央銀行向 け	0	20,088	-	20,088	-	-		-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-		-	
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-		-	
我が国の地方公共団体向け	0	900	-	900	-	-		-	
外国の中央政府等以外の公共部門 向け	20~150	-	-	-	-	-		-	
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-		-	
地方公共団体金融機関向け	10~20	-	-	-	-	-		-	
我が国の政府関係機関向け	10~20	4,755	-	4,755	-	425		9%	
地方三公社向け	20	3,850	-	3,850	-	770		20%	
金融機関、第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	20~150	287,712	-	287,712	-	57,542		20%	
(うち第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け)	20~150	-	-	-	-	-		-	
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-		-	
法人等向け（特定貸付債権向けを 含む。）	20~150	14,626	-	14,626	-	6,622		45%	
(うち特定貸付債権向け)	20~150	-	-	-	-	-		-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	17,229	194	13,996	75	11,881		84%	
(うちトランザクター向け)	45	-	6	-	0	0		45%	
不動産関連向け	20~150	131,442	2,976	130,465	1,190	61,354		47%	
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	5,624	-	5,577	-	1,270		23%	
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	95,779	2,188	95,061	875	36,055		38%	
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	30,038	787	29,826	315	24,027		80%	
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-		-	
(うちADC向け)	100~150	-	-	-	-	-		-	
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-		-	
延滞等向け（自己居住用不動産等 向けを除く。）	50~150	543	-	543	-	574		106%	
自己居住用不動産等向けエクス ポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-		-	
取立未済手形	20	38	-	38	-	7		20%	
信用保証協会等による保証付	0~10	13,832	43	13,741	17	1,375		10%	

(単位：百万円)

株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	597	-	597	-	597	100%
上記以外	100～1250	33,628	-	33,628	-	67,139	200%
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	2,721	-	2,721	-	6,803	250%
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	18,620	-	18,620	-	46,550	250%
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	999	-	999	-	2,498	250%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクspoージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクspoージャー)	100	11,287	-	11,287	-	11,287	100%
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちS T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち短期S T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちS T C ・不良債権証券化要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	208,291	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクspoージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)								合計
	0%	20%	50%	100%	150%	その他			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,088	-	-	-	-	-	-	-	20,088
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	900	-	-	-	-	-	-	-	900
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	500	4,254	-	-	-	-	-	-	4,755
地方三公社向け	-	-	3,850	-	-	-	-	-	3,850
国際開発銀行向け	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	287,712	-	-	-	-	-	-	-	287,712
カバード・ボンド向け	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	2,302	12,323	-	-	-	-	-	-	14,626
劣後債権及びその他資本性証券等株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	597
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	45%	75%	100%	100%	100%	100%	その他	合計	0
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	4,277	759	272	-	-	-	10	174	83
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	65,014	15,457	-	10,280	-	599	614	-	579
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	20,803	-	5,592	-	2,967	-	778	-	30,142
不動産関連向け うちその他の不動産関連向け	-	60%	-	60%	60%	60%	その他	合計	-
不動産関連向け うちA.D.C.向け	-	100%	-	100%	100%	100%	その他	合計	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	483	-	60	-	-	-	543
現立未済手形	1,420	-	-	-	-	-	-	-	1,420
信用保証協会等による保証付	-	-	-	38	-	-	-	-	38
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和5年度			
	格付あり	格付なし	計	
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	26,935	26,935
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	18,460	18,460
	リスク・ウェイト20%	1,600	312,114	313,715
	リスク・ウェイト35%	-	82,862	82,862
	リスク・ウェイト50%	11,818	2	11,821
	リスク・ウェイト75%	-	412	412
	リスク・ウェイト100%	-	70,196	70,196
	リスク・ウェイト150%	-	-	-
その他	リスク・ウェイト250%	-	22,142	22,142
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-
計		13,419	533,125	546,545

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	424,675	117	40%	420,799
40%～70%	44,416	56	37%	44,202
75%	1,174	3	40%	1,161
80%	—	—	—	—
85%	13,166	17	40%	13,077
90%～100%	6,363	167	40%	6,405
105%～130%	3,547	—	—	3,546
150%	3,092	2,852	40%	4,229
250%	597	—	—	597
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	4	—	40%	0
合計	497,038	3,214	40%	494,020

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジヤーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジヤーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国 の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジヤーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジヤー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	500
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	1	—
中小企業等向け及び個人向け	3	90
抵当権付住宅ローン	0	169
不動産取得等事業向け	0	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関連	—	—
上記以外	3	0
合 計	7	760

(単位：百万円)

区分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	500
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	5	112
自己居住用不動産等向け	—	83
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	5	696

(注)

- 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
- 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(注)

- 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポートのことといいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化工クスポートナーに関する事項

該当する取引はありません。

7 CVAリスクに関する事項

- ・CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ・CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8 マーケット・リスクに関する事項

豊かな当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9 オペレーション・リスクに関する事項

- ・「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、自己資本比率算出要領によりオペレーション・リスクを管理しています。
- ・BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。
- ・オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門はありません。
- ・オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

10 出資等または株式等エクスポートージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポートージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポートージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポートージャーの評価等については、①子会社株式と③系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等または株式等エクスポートージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	19,087	19,087	19,218	19,218
合計	19,087	19,087	19,218	19,218

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポートージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期に1回(3・6・9・12月末を基準とする)IRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、保有有価証券の残存期間が短期化したこと等によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ \triangle EVEおよび \triangle NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる \triangle EVEおよび \triangle NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		\triangle EVE		\triangle NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	4,807	3,924	362	269
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	ステイープ化	4,771	3,770		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	354	369		
7	最大値	4,807	3,924	362	269
		前期末		当期末	
8	自己資本の額		38,513		38,794

- (注) 1. 「 \triangle EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「 \triangle NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	(単位：千円)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	138,960	11,580

(注1) 対象役員は、理事27名、監事6名です。（期中に退任した者を含む。）

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。
なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 令和6年度において当JAの常勤役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員数	2,655	2,659	4
個人	2,653	2,656	3
法人	2	3	1
准組合員数	24,556	24,415	△141
個人	24,555	24,414	△141
法人	1	1	-
合計	27,211	27,074	△137

2 組合員組織の状況

(令和7年3月31日 現在)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
J A東京あおば青壮年組織協議会	254 人	J A東京あおば園芸組織協議会	42 人
J A東京あおば板橋地区青壮年部	55 人	J A東京あおば板橋地区園芸部会	22 人
J A東京あおば練馬地区青壮年部	79 人	J A東京あおば練馬地区花卉園芸部会	9 人
J A東京あおば石神井地区青壮年部	34 人	J A東京あおば大泉地区花卉園芸部会	11 人
J A東京あおば大泉地区青壮年部	86 人	J A東京あおば農業振興研究会	-
J A東京あおば女性組織協議会	281 人	J A東京あおば練馬地区農地を守る会	45 人
J A東京あおば板橋地区女性部	101 人	J A東京あおばふれあいの里部会	98 人
J A東京あおば練馬地区女性部	90 人	都市農政推進協議会	-
J A東京あおば石神井地区女性部	41 人	板橋区都市農政推進協議会	-
J A東京あおば大泉地区女性部	49 人	練馬区都市農政推進協議会	-
J A東京あおば野菜組織協議会	246 人	J A東京あおば資産管理部会	
J A東京あおば板橋地区野菜部会	24 人	J A東京あおば資産管理部会 本部	12 人
J A東京あおば練馬地区野菜生産出荷組合	44 人	J A東京あおば板橋地区資産管理部会	129 人
J A東京あおば石神井地区蔬菜部会	34 人	J A東京あおば練馬地区資産管理部会	310 人
J A東京あおば石神井地区うど出荷組合	11 人	J A東京あおば石神井地区資産管理部会	205 人
J A東京あおば石神井直売部会	56 人	J A東京あおば大泉地区資産管理部会	184 人
J A東京あおば大泉新鮮直売組合	77 人	J A東京あおば年金友の会	
J A東京あおば野菜流通協議会	41 人	J A東京あおば板橋地区年金友の会	530 人
J A東京あおば果樹組織協議会	127 人	J A東京あおば練馬地区年金友の会	612 人
J A東京あおば板橋地区果樹部会	16 人	J A東京あおば石神井地区年金友の会	464 人
J A東京あおば練馬地区果樹園芸部会	23 人	J A東京あおば大泉地区年金友の会	420 人
J A東京あおば大泉地区果樹部会	34 人		
J A東京あおば城北ぶどう研究会	21 人		
J A東京あおばブルーベリー研究会	33 人		

当JAの組合員組織を記載しています。

3 役員一覧

(令和7年4月1日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	久保 秀一	常勤	理事	小山 貴代	非常勤
代表理事副組合長	相原 和彦	常勤	理事	高田 実	非常勤
代表理事専務	鈴木 裕	常勤	理事	高橋 八重子	非常勤
常務理事	新堀 桂三	常勤	理事	富岡 誠一	非常勤
常務理事	鈴木 正明	常勤	理事	宮本 正裕	非常勤
理事本部長	古川 栄	常勤	理事	本橋 勇	非常勤
理事	浅井 由久	非常勤	理事	山口 幸治	非常勤
理事	井口 一宏	非常勤	理事	山口 卓	非常勤
理事	石手 啓夫	非常勤	理事	吉田 和生	非常勤
理事	大山 曜司	非常勤	理事	吉野 美智代	非常勤
理事	小川 和徳	非常勤	代表監事	関口 繁夫	非常勤
理事	加藤 晴久	非常勤	常勤監事	高橋 隆	常勤
理事	神田 靖仁	非常勤	監事	内田 忠男	非常勤
理事	木下 正	非常勤	監事	宇多川 俊明	非常勤
理事	木村 隆昭	非常勤	監事	田中 好雄	非常勤
理事	木村 博之	非常勤	監事	戸部 秀明	非常勤
理事	小原 孝之	非常勤			

4 役員数

(単位：人)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
理事	24	3	27	24	3	27
監事	6	-	6	6	-	6

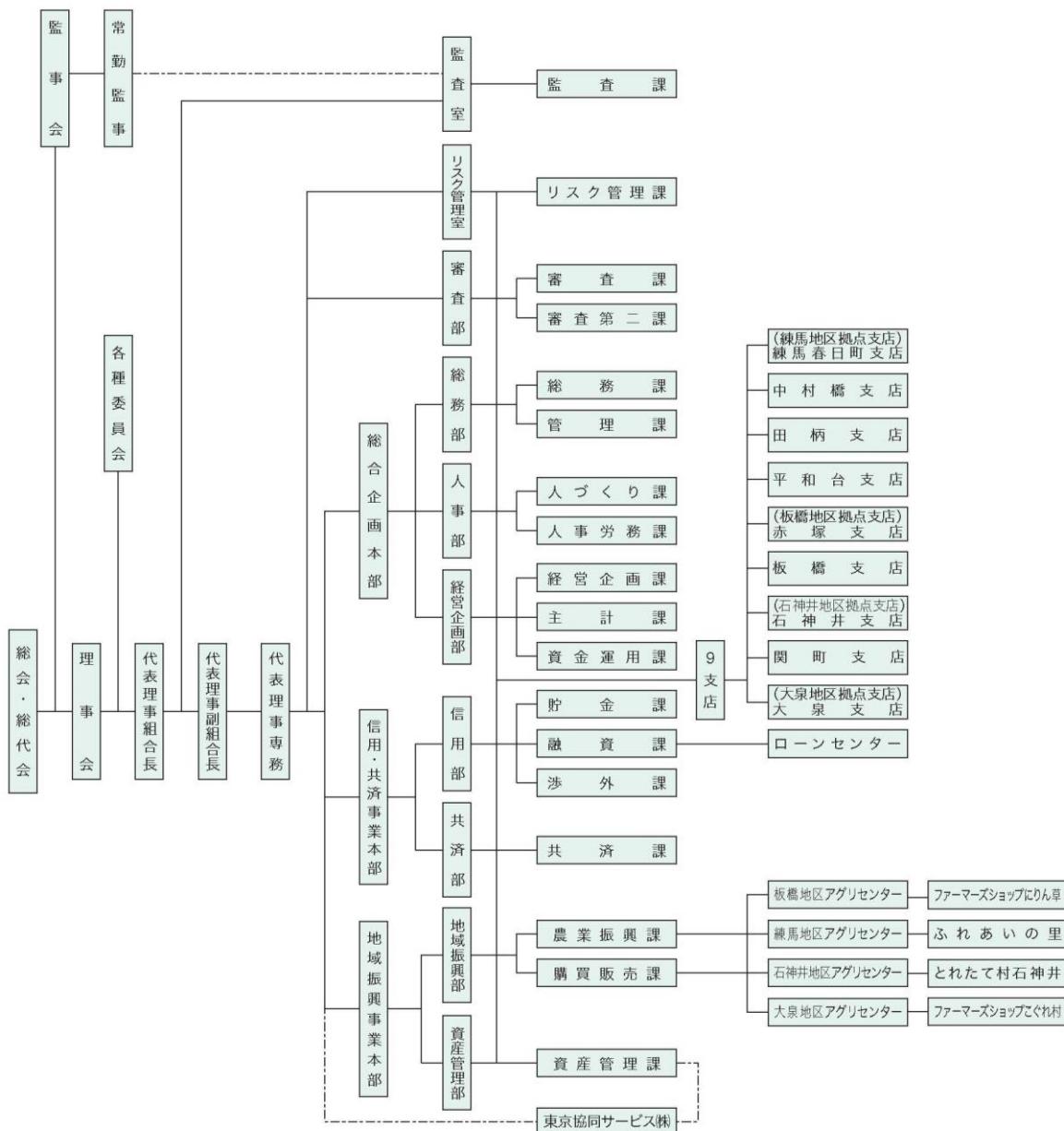
5 職員

(単位：人)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員	175	170	345	174	168	342
営農指導員	22	2	24	20	3	23
生活指導員	-	5	5	1	4	5
合 計	197	177	374	195	175	370

6 組織機構図

(令和7年4月1日 現在)



7 地区一覧

(令和7年4月1日 現在)

板橋区・北区・豊島区・練馬区

8 沿革・歩み

平成 9年 4月 1日	J A板橋、J A練馬、J A石神井、J A大泉の4 J Aの合併により J A東京あおばを設立
平成10年 6月30日	高齢化社会に向け、助け合い組織「あおば共生の会」設立
平成11年 9月16日	高齢者福祉事業の一環としてミニデイサービス開始
平成12年 3月11日	総合園芸センター「ふれあいの里」オープン
平成12年10月21日	「石神井ファーマーズセンター」オープン
平成16年 4月 1日	ファーマーズショップ「にりん草」オープン
平成19年 6月27日	葬祭事業の実施を総代会において議決
平成21年 4月 1日	総合相談室 業務開始
平成23年10月17日	練馬春日町支店・練馬地区振興センター（現・練馬地区アグリセンター） 新築移転オープン
平成25年12月19日	石神井支店・石神井地区振興センター（現・石神井地区アグリセンター） 「とれたて村石神井」グランドオープン (「石神井ファーマーズセンター」廃止)
平成26年 4月 1日	総合相談室を廃し、信用部くらしの相談課を新設
平成26年 6月16日	赤塚支店・板橋地区振興センター（現・板橋地区アグリセンター）新築移転オープン
平成27年 4月 6日	東大泉支店新築移転オープン
平成30年 1月11日	ファーマーズショップ「にりん草」仮設店舗営業開始
平成31年 4月19日	ファーマーズショップ「にりん草」リニューアルオープン
令和3年 7月31日	旅行センター閉店
令和3年 8月28日	豊玉支店を中村橋支店に統合（旧豊玉支店を仮店舗として営業）
令和3年 9月30日	セレモニーセンター閉店
令和4年 3月31日	信用部くらしの相談課を廃止
令和4年 4月 1日	地域振興事業本部に資産管理部を新設
令和5年 1月16日	関町支店新築移転オープン
令和5年 1月28日	富士見台支店を石神井支店に統合
令和5年 8月19日	高松支店を練馬春日町支店に統合
令和5年 10月23日	中村橋支店新築移転オープン
令和5年 12月 9日	西大泉支店を大泉支店に統合
令和5年 12月11日	大泉支店・ファーマーズショップ「こぐれ村」リニューアルオープン
令和6年 3月16日	東大泉支店を大泉支店に統合
令和6年 4月 1日	資産管理部（大泉地区）を大泉支店に新設
令和6年 10月21日	平和台支店新築移転オープン
令和7年 2月22日	桜台支店を平和台支店に統合

9 店舗一覧

(令和7年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	179-0075	練馬区高松5-23-27	03-5372-1311	1
練馬春日町支店	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-1451	1
資産管理部（板橋・練馬地区）			03-5848-3291	
中村橋支店	176-0023	練馬区中村北3-11-6	03-3999-1611	1
田柄支店	179-0073	練馬区田柄2-20-10	03-3939-0021	1
平和台支店	179-0083	練馬区平和台3-25-20	03-3937-0881	1
赤塚支店	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0115	1
板橋支店	174-0076	板橋区上板橋2-18-14	03-3932-1131	1
石神井支店	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4121	1
共済部			03-5372-1315	
地域振興部			03-5910-3066	
関町支店	177-0051	練馬区関町北4-11-3	03-3920-4128	1
大泉支店	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3111	1
資産管理部（石神井・大泉地区）			03-5935-6421	
練馬地区アグリセンター	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-7851	0
ふれあいの里 (農産物直売所)	176-0002	練馬区桜台3-35-18	03-3991-8711	0
板橋地区アグリセンター	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0186	0
ファーマーズショップにりん草 (農産物直売所)	175-0082	板橋区高島平3-12-21	03-3975-2189	1
石神井地区アグリセンター	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4955	0
とれたて村石神井 (農産物直売所)			03-3995-3132	
大泉地区アグリセンター	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3112	0
ファーマーズショップこぐれ村 (農産物直売所)			03-3925-3113	

(店外ATM)

名 称	住 所
桜台キャッシュコーナー	練馬区桜台3-35-17
高松キャッシュコーナー	練馬区高松6-34-1
豊玉キャッシュコーナー	練馬区豊玉北4-7-6
平和台駅前キャッシュコーナー	練馬区早宮2-17-50 平和台S TビルⅡ
石神井公園キャッシュコーナー	練馬区石神井町3-30-33
富士見台キャッシュコーナー	練馬区南田中3-7-1 ポルテ南田中1階
東大泉キャッシュコーナー	練馬区東大泉1-28-1 リズモ大泉学園
西大泉キャッシュコーナー	練馬区西大泉4-9-1

10 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

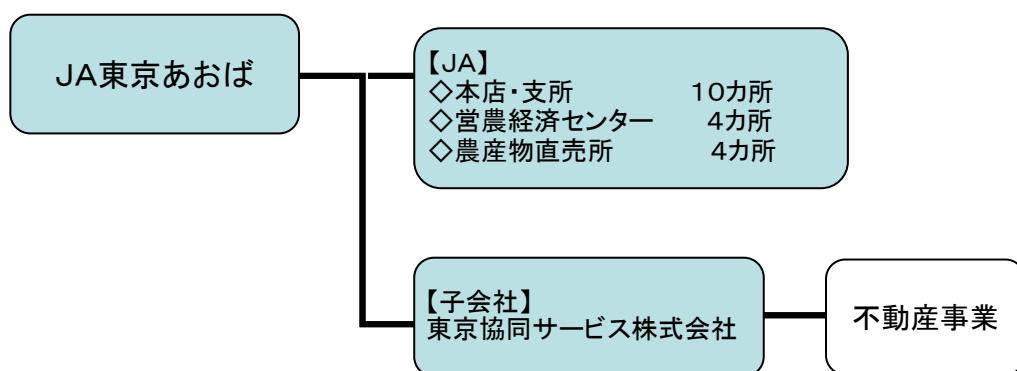
連結情報

□ グループの概況

○グループの事業系統図

J A 東京あおばのグループは、当 J A、子会社 1 社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



○子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又 は出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会社 等の議決権 比率
東京協同 サービス 株式会社	東京都練馬区早宮 2-17-50平和台 S T ビル II 3階	不動産管理 賃貸業務 不動産売買 仲介業務	昭和62年10月1日	50	100	0

○連結事業概況（令和 6 年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和 6 年度の当 J A の連結決算は、子会社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益 5,965 百万円、連結当期剰余金 541 百万円、連結純資産 35,817 百万円、連結総資産 525,183 百万円で、連結自己資本比率は 18.98% となりました。

② 連結子会社等の事業概況

東京協同サービス株式会社

中期経営計画-2025～2027-に基づき、長期安定的経営にむけて、①適正利益の確保②コンプライアンス経営の実践・内部統制の強化③人財育成の 3 つの重要項目に着実に取り組み、経営指針「人とくらしに輝きを」の実現に向けてすすんでまいります。

○最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益（事業収益）	6,459	6,486	6,534	6,206	5,965
信用事業収益	4,171	4,359	4,289	3,945	3,831
購買事業収益	417	241	272	227	262
販売事業収益	166	168	152	161	245
共済事業収益	989	970	924	930	956
その他事業収益	714	746	896	940	668
連結経常利益	1,353	1,306	959	1,312	609
連結当期剰余金	1,105	987	560	1,095	541
連結純資産額	38,414	38,664	37,075	36,890	35,817
連結総資産額	551,325	551,507	551,501	542,617	525,183
連結自己資本比率	17.85%	17.60%	17.29%	17.13%	18.98%

注 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

□ 連結貸借対照表

・資産の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	510,634,705	492,317,583
(1) 現金及び預金	308,457,950	288,545,910
(2) 有価証券	38,540,870	37,377,430
(3) 貸出金	163,168,035	165,860,000
(4) その他の信用事業資産	1,116,605	1,140,788
(5) 貸倒引当金	△648,755	△606,546
2. 共済事業資産	9,238	11,319
(1) その他の共済事業資産	9,238	11,319
3. 経済事業資産	68,355	73,628
(1) 受取手形及び経済事業未収金	33,964	36,162
(2) 棚卸資産	23,814	20,328
(3) その他の経済事業資産	10,576	17,137
4. 雑資産	2,199,138	2,177,532
5. 固定資産	8,535,561	8,660,640
(1) 有形固定資産		
建物	8,507,982	8,636,155
機械装置	6,291,530	6,782,051
土地	14,976	14,390
建設仮勘定	4,441,874	4,441,874
その他の有形固定資産	151,890	3,180
減価償却累計額	1,509,344	1,493,854
(2) 無形固定資産		
その他の無形固定資産	△3,901,633	△4,099,194
	27,578	24,484
	27,578	24,484
6. 外部出資	19,038,070	19,168,140
(1) 外部出資	19,038,070	19,168,140
7. 繰延税金資産	2,132,837	2,774,860
資産の部合計	542,617,906	525,183,703

・負債の部

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業負債	501,047,996	485,212,919
(1) 賀金	500,937,986	484,996,728
(2) その他の信用事業負債	110,010	216,190
2. 共済事業負債	761,119	759,240
(1) 共済資金	379,083	378,194
(2) その他の共済事業負債	382,036	381,046
3. 経済事業負債	37,080	38,635
(1) 支払手形及び経済事業未払金	36,995	37,286
(2) その他の経済事業負債	84	1,348
4. 雜負債	1,436,782	1,380,644
5. 諸引当金	2,444,862	1,974,489
(1) 賞与引当金	346,555	353,466
(2) 退職給付に係る負債	1,753,764	1,297,882
(3) 役員退職慰労引当金	51,539	64,399
(4) 特例業務負担金引当金	293,003	258,741
負債の部合計	505,727,841	489,365,929
・純資産の部		
1. 組合員資本	40,475,357	40,647,589
(1) 出資金	2,091,987	2,067,221
(2) 資本剰余金	6,567	6,567
(3) 利益剰余金	38,416,247	38,611,514
(4) 処分未済持分	△ 39,345	△ 37,614
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 100	△ 100
2. 評価・換算差額等	△ 3,589,103	△ 4,829,815
(1) その他有価証券評価差額金	△ 3,589,103	△ 5,218,555
3. 退職給付に係る調整累計額	3,810	388,739
純資産の部合計	36,890,064	35,817,774
負債及び純資産の部合計	542,617,906	525,183,703

□ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	5,906,121	5,090,878
(1) 信用事業収益	3,945,552	3,831,831
資金運用収益	3,785,107	3,711,465
(うち預金利息)	(1,313,012)	(1,310,599)
(うち有価証券利息)	(304,463)	(312,501)
(うち貸出金利息)	(1,528,390)	(1,547,201)
(うちその他受入利息)	(639,242)	(541,163)
役務取引等収益	75,513	79,389
その他事業直接収益	4,406	—
その他経常収益	80,524	40,976
(2) 信用事業費用	△ 78,653	379,122
資金調達費用	43,373	286,987
(うち貯金利息)	(43,204)	(286,780)
(うち給付補填備金繰入)	(158)	(206)
(うち譲渡性貯金利息)	—	—
(うち借入金利息)	—	—
(うちその他支払利息)	(10)	(0)
役務取引等費用	16,558	16,224
その他事業直接費用	474	—
その他経常費用	△ 139,060	75,910
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸倒引当金戻入益)	(△302,360)	(△42,209)
(うち貸出金償却)	—	—
信用事業総利益	4,024,206	3,452,709
(3) 共済事業収益	930,848	956,553
共済付加収入	886,179	892,530
その他の収益	44,668	64,023
(4) 共済事業費用	26,901	27,718
共済推進費及び共済保全費	12,196	13,184
その他の費用	14,704	14,534
共済事業総利益	903,946	928,834
(5) 購買事業収益	227,517	262,548
購買品供給高	207,730	245,269
購買手数料	15,159	13,266
その他の収益	4,628	4,012
(6) 購買事業費用	182,261	219,481
購買品供給原価	175,932	210,980
購買品供給費	—	—
その他の費用	6,328	8,501
購買事業総利益	45,255	43,066
(7) 販売事業収益	161,966	245,946
販売品販売高	122,625	203,205
販売手数料	38,116	41,213
その他の収益	1,224	1,527
(8) 販売事業費用	105,951	177,168
販売品販売原価	98,367	163,206
販売費	—	—
その他の費用	7,583	13,961
販売事業総利益	56,015	68,777

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 保管加工事業収益	—	—
(10) 保管加工事業費用	—	—
保管加工事業総利益	—	—
(11) 高齢者福祉事業収益	—	—
(12) 高齢者福祉事業費用	—	—
高齢者福祉事業総利益	—	—
(13) 利用事業収益	—	—
(14) 利用事業費用	—	—
利用事業総利益	—	—
(15) 宅地等供給事業収益	396,724	247,699
(16) 宅地等供給事業費用	4,529	5,784
宅地等供給事業総利益	392,194	241,914
(17) 旅行事業収益	—	—
(18) 旅行事業費用	—	—
旅行事業総利益	—	—
(19) その他事業収益	507,142	385,990
(20) その他事業費用	12,505	17,134
その他事業総利益	494,637	368,856
(21) 指導事業収入	36,405	34,865
(22) 指導事業支出	46,541	48,147
指導事業収支差額	△ 10,135	△ 13,281
2. 事業管理費	4,908,672	4,796,686
(1) 人件費	3,311,848	3,278,040
(2) その他事業管理費	1,596,823	1,518,645
事業利益	997,448	294,192
3. 事業外収益	320,020	339,625
(1) 受取雑利息	150	—
(2) 受取出資配当金	274,263	276,527
(3) 持分法による投資益	—	—
(4) その他の事業外収益	45,606	63,098
4. 事業外費用	5,026	24,438
(1) 支払雑利息	3,461	3,239
(2) 持分法による投資損	—	—
(3) その他の事業外費用	1,565	21,199
経常利益	1,312,442	609,378
5. 特別利益	39,172	199
(1) 固定資産処分益	2,832	199
(2) その他の特別利益	36,340	—
6. 特別損失	90,277	4,553
(1) 固定資産処分損	90,103	4,553
(2) 減損損失	—	—
(3) その他の特別損失	173	—
税金等調整前当期利益	1,261,337	605,025
法人税・住民税及び事業税	130,314	107,351
法人税等調整額	35,766	△ 44,151
法人税等合計	166,081	63,200
当期利益	1,095,256	541,825
非支配株主に帰属する当期利益	—	—
当期剰余金	1,095,256	541,825

□ 連結注記表等

◇令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・・・ 1社
　　東京協同サービス株式会社
②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・・・ 0社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ①連結される子会社等の決算日は次の通りです。

12月末日 0社
3月末日 1社

②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5. 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
②その他有価証券
(イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
買取販売品以外：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③宅地等供給事業

組合員等の委託に基づき行う宅地等の売買の仲介業務、建物建築・補改修補助業務によるものであり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

(3) 退職給付に係る負債の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法について、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

III. 会計方針の変更に関する注記

1. 棚卸資産の評価方法の変更

棚卸資産のうち購買品及び買取販売品に係る評価方法は、従来、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用していましたが、当事業年度より総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。

この評価方法の変更は、当事業年度に新たな業務システム（経済システム）を導入したことを契機として、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであり、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来に亘り総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っていません。

IV. 会計上の見積もりに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 606,546 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,926,068 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は442,988千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮記帳額
有形固定資産	建物 165,255
	機械装置 716
	土地 275,614
	その他の有形固定資産 1,402
	(車両運搬具) (221)
	(器具備品) (1,181)
合計	442,988

2. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,936,946千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,880,870千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項目	定義	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	699,718千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	60,498千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。	-千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。	-千円
合計		760,217千円

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

項目	総額	内訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	55,504千円	うち事業取引高	2,504千円
		うち事業取引以外の取引高	53,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,812千円	うち事業取引高	1,812千円

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他の有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,827,736千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	287,125,389	286,397,337	△ 728,052
有価証券			-
その他有価証券	37,377,430	37,377,430	
貸出金	165,860,000		
貸倒引当金(*1)	△ 606,546		
貸倒引当金控除後	165,253,454	165,098,410	△ 155,043
資産計	489,756,274	488,873,178	△ 883,096
貯金	484,996,728	484,260,626	△ 736,101
負債計	484,996,728	484,260,626	△ 736,101

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	
外部出資	19,168,140

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	287,125,389	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	500,000	-	900,000	43,900,000
貸出金(*1, 2)	11,256,568	10,591,223	12,985,727	9,179,207	8,464,723	110,550,751
合 計	298,381,958	10,591,223	13,485,727	9,179,207	9,364,723	154,450,751

(*1) 貸出金のうち、当座貸越86,636千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,831,799千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1, 2)	471, 415, 428	9, 471, 861	4, 140, 498	773, 960	1, 131, 925	-
合 計	471, 415, 428	9, 471, 861	4, 140, 498	773, 960	1, 131, 925	-

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(*2)連結貸借対照表計上額における一部の貯金は返済日が特定できないため含めています。

VIII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償 却原価を超えるもの	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	社債	780, 230	721, 930
	小 計	780, 230	721, 930
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償 却原価を超えないも の	国債	16, 078, 420	△3, 991, 686
	地方債	681, 390	△218, 610
	政府保証債	414, 800	△85, 200
	社債	19, 422, 590	△3, 098, 163
	小 計	36, 597, 200	△7, 393, 660
合 計		37, 377, 430	△7, 335, 360

IX. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	3, 258, 856
勤務費用	188, 429
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△ 501, 910
退職給付の支払額	△ 70, 413
期末における退職給付債務	2, 874, 961

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	1, 505, 091
特定退職金共済制度期待運用収益	11, 288
数理計算上の差異の発生額	285
特定退職金共済制度への拠出金	101, 582
退職給付の支払額	△ 41, 168
期末における年金資産	1, 577, 079

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	2,874,961
特定退職金共済制度	△ 1,577,079
未積立退職給付債務	1,297,882
未認識過去勤務費用	85,600
未認識数理計算上の差異	453,641
貸借対照表計上額純額	1,837,124
退職給付引当金	1,837,124

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	188,429
利息費用	-
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 11,288
数理計算上の差異の費用処理額	42,459
過去勤務費用の費用処理額	△ 10,700
小計	208,900
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 10,800
合計	198,100

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	72.0 %
年金保険投資	25.0 %
現金及び預金	3.0 %
合計	100.0 %

(7) 長期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.58 %
長期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.75 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,533千円を拠出しています。

なお、令和7年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、258,741千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	32,367
賞与引当金	98,687
退職給付引当金	525,526
役員退職慰労引当金	16,422
資産除去債務	42,303
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	6,088
未払法人事業所税	2,120
固定資産減損損失	13,263
業務外固定資産評価損	80,611
特例業務負担金引当金	73,828
減価償却費限度超過額	47,093
有価証券評価損	107,291
その他有価証券評価差額金（評価損）	2,100,113
その他	39,166
繰延税金資産小計	3,184,885
評価性引当額	△ 258,816
繰延税金資産合計（A）	2,926,068
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△ 2,983
繰延税金負債合計（B）	△ 2,983
繰延税金資産の純額（A）+（B）	2,923,085

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
調 整 額 受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.98 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 9.01 %
住民税均等割等	0.69 %
評価性引当額の増減	△ 2.97 %
事業分量配当金	△ 7.53 %
税率変更による影響	△ 2.70 %
その他	△ 0.08 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.29 %

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を27.92%から28.63%に変更し計算しています。

その結果、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債控除後）は68,256千円、その他有価証券評価差額金は52,494千円それぞれ増加し、法人税等調整額は15,761千円減少しています。

XI. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
期首残高	147,068
時の経過による調整額	1,480
期末残高	148,549

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◇令和5年度

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------|----|
| ①連結される子会社・子法人等 | 1社 |
| 東京協同サービス株式会社 | |
| ②非連結子会社・子法人等 | 0社 |

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ①連結される子会社等の決算日は次の通りです。

12月末日	0社
3月末日	1社

- ②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|--|
| ①子会社株式 | ： 移動平均法による原価法 |
| ②その他有価証券 | |
| (イ) 時価のあるもの | ： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| (ロ) 市場価格のない株式等 | ： 移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

　　買取販売品以外：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③宅地等供給事業

組合員等の委託に基づき行う宅地等の売買の仲介業務、建物建築・補改修補助業務によるものであり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

(3) 退職給付に係る負債の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法について、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

III. 会計上の見積もりに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 648,755千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,135,678千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,206千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮記帳額
有形固定資産	建物 165,255
	機械装置 973
	土地 275,614
	その他の有形固定資産 1,705
	(車両運搬具) (221)
	(器具備品) (1,484)
無形固定資産	ソフトウェア 3,657
合計	447,206

2. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,963,372千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,932,746千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から(iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項目	定義	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	715,318千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	172,228千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	-千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	-千円
合計		887,547千円

V. 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

項目	総額	内訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	7,817千円	うち事業取引高	4,817千円
		うち事業取引以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	985千円	うち事業取引高	985千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,892,753千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	307, 210, 952	306, 997, 938	△ 213, 014
有価証券			-
その他有価証券	38, 540, 870	38, 540, 870	
貸出金	163, 168, 035		
貸倒引当金（*1）	△ 648, 755		
貸倒引当金控除後	162, 519, 280	163, 328, 485	809, 205
資産計	508, 271, 102	508, 867, 294	596, 191
貯金	500, 937, 986	500, 706, 214	△ 231, 771
負債計	500, 937, 986	500, 706, 214	△ 231, 771

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（2）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

		連結貸借対照表計上額
外部出資		19,038,070

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	307,210,952	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	200,000	-	43,900,000
貸出金(*1, 2)	11,494,128	9,981,119	10,549,169	12,282,507	8,912,579	107,690,541
合 計	318,705,080	9,981,119	10,549,169	12,482,507	8,912,579	151,590,541

(*1) 貸出金のうち、当座貸越80,212千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,257,990千円は償還日が特定できなかったため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	487,551,346	7,038,953	6,553,216	917,305	840,536	-
合 計	487,551,346	7,038,953	6,553,216	917,305	840,536	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(*2) 連結貸借対照表計上額における一部の貯金は返済日が特定できなかったため含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	社債	300,850	300,000	850
	小 計	300,850	300,000	850
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	17,733,770	20,056,293	△2,322,523
	地方債	761,490	900,000	△138,510
	政府保証債	454,800	500,000	△45,200
	社債	19,289,960	21,743,585	△2,453,625
	小 計	38,240,020	43,199,879	△4,959,859
合 計		38,540,870	43,499,879	△4,959,009

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
地方債	496,375	4,406	-
社債	99,526	-	474
合 計	595,901	4,406	474

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	3,329,190
勤務費用	196,704
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△ 61,390
退職給付の支払額	△ 205,648
期末における退職給付債務	3,258,856

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	1,511,455
特定退職金共済制度期待運用収益	10,580
数理計算上の差異の発生額	127
特定退職金共済制度への拠出金	99,835
退職給付の支払額	△ 116,906
期末における年金資産	1,505,091

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	3,258,856
特定退職金共済制度	△ 1,505,091
未積立退職給付債務	1,753,764
未認識過去勤務費用	96,300
未認識数理計算上の差異	△ 91,013
貸借対照表計上額純額	1,759,051
退職給付引当金	1,759,051

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	196,704
利息費用	-
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 10,580
数理計算上の差異の費用処理額	49,633
過去勤務費用の費用処理額	△ 10,700
小計	225,057
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 11,400
合計	213,657

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.0 %
年金保険投資	28.0 %
現金及び預金	4.0 %
その他	5.0 %
合計	100.0 %

(7) 長期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,078千円を拠出しています。

なお、令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293,003千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	45,677
賞与引当金	96,758
退職給付引当金	491,127
役員退職慰労引当金	12,869
資産除去債務	41,061
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	6,233
未払法人事業所税	2,115
固定資産減損損失	12,935
業務外固定資産評価損	78,612
特例業務負担金引当金	81,806
減価償却費限度超過額	44,069
有価証券評価損	104,630
その他有価証券評価差額金（評価損）	1,384,555
その他	33,903
繰延税金資産小計	2,436,356
評価性引当額	△ 300,677
繰延税金資産合計（A）	2,135,678
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△3,249
繰延税金負債合計（B）	△3,249
繰延税金資産の純額（A）+（B）	2,132,429

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %	
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.45 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.20 %
	住民税均等割等	0.23 %
	評価性引当額の増減	△ 7.26 %
	事業分量配当金	△ 5.64 %
	その他	0.22 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.71 %	

X. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
期首残高	152,051
時の経過による調整額	1,448
資産除去債務の履行による減少額	△ 6,431
期末残高	147,068

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

□ 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	6, 567	6, 567
2 資本剰余金増加高	–	–
3 資本剰余金減少高	–	–
4 資本剰余金期末残高	6, 567	6, 567
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	37, 671, 758	38, 416, 247
2 利益剰余金増加高	1, 095, 256	541, 825
当期剰余金	1, 095, 256	541, 825
3 利益剰余金減少高	350, 767	346, 557
支払配当金	162, 741	110, 917
その他	188, 025	235, 640
4 利益剰余金期末残高	38, 416, 247	38, 611, 514

□ 農協法に基づく開示債権

(単位: 百万円)			
種類	令和5年度	令和6年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	715	699	△15
危険債権額	172	60	△111
要管理債権額	–	–	–
三月以上延滞債権額	–	–	–
貸出条件緩和債権額	–	–	–
小計	887	760	△127
正常債権額	162,356	165,154	2,795
合計	163,244	165,860	2,615

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と 5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

□ 連結事業年度の事業別経常収益等

○連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	3,945	3,831
	経常利益	1,403	934
	資産の額	510,634	492,317
共済事業	事業収益	930	956
	経常利益	233	272
	資産の額	9	11
購買事業	事業収益	227	262
	経常利益	△183	△189
	資産の額	68	73
販売事業	事業収益	161	245
	経常利益	△237	△230
	資産の額	–	–
その他事業	事業収益	940	668
	経常利益	96	△178
	資産の額	–	–
計	事業収益	6,206	5,965
	経常利益	1,312	609
	資産の額	510,712	492,402

□ 連結自己資本の充実の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、18.98%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,067百万円 (前年度2,091百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	40,187	40,435
うち、出資金及び資本準備金の額	2,098	2,073
うち、再評価積立金の額	–	–
うち、利益剰余金の額	37,712	36,600
うち、外部流出予定額（△）	376	267
うち、上記以外に該当するものの額	△39	△37
コア資本に算入される評価・換算差額等	–	–
うち、退職給付に係るものの額	–	–
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	–	–
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	397	390
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	397	390
うち、適格引当金コア資本算入額	–	–
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–	–
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	40,585	40,825
<コア資本に係る調整項目>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額	19	17
うち、のれんに係るものの額	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	19	17
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	–	–
適格引当金不足額	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–
退職給付に係る資産の額	–	–
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–
特定項目に係る10パーセント基準超過額	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	–	–

(単位：百万円)

特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ) (ハ)	19	17
<自己資本>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	40,566	40,808
<リスク・アセット等>		
信用リスク・アセットの額の合計額	225,566	208,739
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーションル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	11,271	6,308
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーションル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	236,838	215,047
<連結自己資本比率>		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.13%	18.98%

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%
現金		1,246	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		20,074	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		900	—	—
地方公共団体金融機関向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		4,758	425	17
地方三公社向け		4,076	815	32
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		307,714	61,542	2,461
法人等向け		15,793	8,235	329
中小企業等向け及び個人向け		1,286	327	13
抵当権付住宅ローン		83,914	29,035	1,161
不動産取得等事業向け		46,104	45,441	1,817
三月以上延滞等		—	—	—
取立未済手形		65	13	0
信用保証協会等保証付		14,261	1,420	56
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
共済約款貸付		—	—	—
出資等		547	547	21
(うち出資等のエクスポージャー)		547	547	21
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
上記以外		45,749	77,255	3,090
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		2,721	6,804	272
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー)		18,490	46,225	1,849
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		930	2,325	93
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)		23,606	21,900	876

(単位：百万円)

証券化	-	-	-
(うちＳＴＣ要件適用分)	-	-	-
(うち非ＳＴＣ適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	-	-	-
ジャヤ			
(うちルックスルーア方式)	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの	-	-	-
の額			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート	-	-	-
ジャヤに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算			
入されなかったものの額(△)			
上記以外	508	504	20
標準的手法を適用するエクスポートジャヤ別計	547,004	225,566	9,022
ＣＶＡリスク相当額 ÷ 8 %	-	-	-
中央清算機関関連エクスポートジャヤ	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	547,004	225,566	9,022
オペレーション・リスク	オペレーション・リスク相当額を8%で	所要自己資本額	
に対する所要自己資本の額	除して得た額 a	b=a×4%	
<基礎的手法>	11,271	450	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額	
	236,838	b=a×4%	
		9,473	

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャヤの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポートジャヤ」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャヤ及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャヤのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポートジャヤ、重要な出資のエクスポートジャヤが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポートジャヤ)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャヤに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートジャヤのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーション・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳
(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,420	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,088	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	900	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	4,755	425	17
地方三公社向け	3,850	770	30
金融機関、第一種金融商品取引業者向け	287,712	57,542	2,301
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	14,626	6,622	264
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	17,304	11,881	475
(うちトランザクター向け)	0	0	0
不動産関連向け	132,633	61,354	2,454
(うち自己居住用不動産等向け)	5,624	1,270	50
(うち賃貸用不動産向け)	96,655	36,055	1,442
(うち事業用不動産関連向け)	30,353	24,027	961
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	760	574	22
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
取立未済手形	38	7	0
信用保証協会等保証付	13,850	1,375	55
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	547	547	21
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	34,127	67,637	2,705
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	2,721	6,803	272
(うち農林中央金庫の対象資金調達手段に係るエクスポージャー)	18,620	46,550	1,862
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	999	2,498	99

(単位：百万円)

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポートージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポートージャー)	11,287	11,287	451
証券化	-	-	-
(うちS T C要件適用分)	-	-	-
(うち非S T C適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー	-	-	-
(うちルックスルート方式)	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポートージャー別計(簡便法)	532,616	208,739	8,349
C V Aリスク相当額 ÷ 8 %	-	-	-
中央清算機関関連エクスポートージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	532,616	208,739	8,349
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a 6,308	所要自己資本額 b=a×4% 252	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a 214,599	所要自己資本額 b=a×4% 8,583	

(3)オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,308
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額	252
B I	4,205
B I C	504

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポートージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーションナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p. 18）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポートージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポートの残高	令和5年度			令和6年度			延滞エクスポート
		うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポート	うち貸出金等	うち債券		
国 内	546,545	163,244	43,578	-	532,166	167,198	44,793	760
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	546,545	163,244	43,578	-	532,166	167,198	44,793	760
法 人	農業	82	82	-	-	104	104	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	8	8	-	-	207	6	200
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	10,458	8,856	1,601	-	12,587	10,785	1,802
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,916	-	3,916	-	3,916	-	3,916
	運輸・通信業	9,331	11	9,320	-	9,330	10	9,320
	金融・保険業	310,806	103	3,423	-	291,172	98	3,823
	卸売・小売・飲食・サービス業	8,965	5,328	3,637	-	9,248	5,210	4,038
	日本国政府・地方公共団体	23,850	2,875	20,975	-	23,638	2,649	20,989
	上記以外	4,282	3,528	703	-	3,032	2,279	703
	個 人	142,320	142,320	-	-	146,053	146,053	-
	そ の 他	32,521	127	-	-	32,874	-	-
業種別残高計		546,545	163,244	43,578	-	532,166	167,198	44,793
1年以下		307,413	1,400	-	289,490	2,278	-	
1年超3年以下		2,933	2,933	-	4,718	4,216	501	
3年超5年以下		7,732	7,531	200	8,351	7,450	900	
5年超7年以下		8,715	7,113	1,602	9,880	5,469	4,410	
7年超10年以下		14,644	9,528	5,116	14,701	10,588	4,112	
10年超		171,188	134,530	36,658	171,976	137,108	34,867	
期限の定めのないもの		33,916	206	-	33,048	85	-	
残存期間別残高計		546,545	163,244	43,578	532,166	167,198	44,793	
平均残高計		-	-	-	-	-	-	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。
- 「延滞エクスポート」とは、次の事由が生じたエクスポートのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

区分	令和5年度				令和6年度			
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高
一般貸倒引当金	401	397	-	401	397	397	-	390
個別貸倒引当金	549	251	-	549	251	216	-	216

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

区分	令和5年度					令和6年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	549	251	-	549	251		251	216	-	251	216	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	549	251	-	549	251		251	216	-	251	216	
法人	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
農業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
林業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
水産業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
製造業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
鉱業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
建設・不動産業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
運輸・通信業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
金融・保険業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
上記以外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
個人	549	251	-	549	251	-	251	216	-	251	216	
業種別計	549	251	-	549	251	-	251	216	-	251	216	

⑥信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						リスク・ウェイトの加 重平均値 (%)	
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後					
		オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額			
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))		
現金	0	1,420	-	1,420	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向 け	0	20,088	-	20,088	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	0	900	-	900	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門 向け	20～150	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	10～20	4,755	-	4,755	-	425	9%		
地方三公社向け	20	3,850	-	3,850	-	770	20%		
金融機関、第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	20～150	287,712	-	287,712	-	57,542	20%		
(うち第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け)	20～150	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを 含む。）	20～150	14,626	-	14,626	-	6,622	45%		
(うち特定貸付債権向け)	20～150	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	17,229	194	13,996	75	11,881	84%		
(うちトランザクター向け)	45	-	6	-	0	0	45%		
不動産関連向け	20～150	131,422	2,976	130,465	1,190	61,354	47%		
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	5,624	-	5,577	-	1,270	23%		
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	95,779	2,188	95,061	875	36,055	38%		
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	30,038	787	29,826	315	24,027	80%		
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-	-	
(うちADC向け)	100～150	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等 向けを除く。）	50～150	543	-	543	-	574	106%		
自己居住用不動産等向けエクス ポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	20	38	-	38	-	7	20%		
信用保証協会等による保証付	0～10	13,832	43	13,741	17	1,375	10%		
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	10	-	-	-	-	-	-	-	
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	250～400	597	-	597	-	597	100%		

上記以外	100～1250	33,628	-	33,628	-	67,139	200%
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250		-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	2,721	-	2,721	-	6,803	250%
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	18,620	-	18,620	-	46,550	250%
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	999	-	999	-	2,498	250%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	11,287	-	11,287	-	11,287	100%
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-					-	
合計(信用リスク・アセットの額)	-					208,291	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートの額

項目	信用リスク・エクスポートの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)								(単位:百万円)	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他		合計		
我が国の中核政府及び中央銀行向け	20,088	—	—	—	—	—	—	—	—	20,088
外国の中核政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	50%	100%	150%		その他		合計
我が国の地方公共団体向け	900	—	—	—	—	—	—	—	—	900
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	500	4,254	—	—	—	—	—	—	—	4,755
地方三公社向け	—	—	3,850	—	—	—	—	—	—	3,850
	0%	20%	30%	50%	100%	150%		その他		合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	30%	40%	50%	75%	100%		150%		その他
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	287,712	—	—	—	—	—	—	—	—	287,712
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10%	15%	20%	25%	35%	50%		100%		その他
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	50%	75%	80%	85%	100%		130%		150%
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	2,302	12,323	—	—	—	—	—	—	—	14,626
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%		250%		400%		その他		合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	597	—	—	—	—	—	597
	45%	75%		100%		その他		合計		
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	546	—	329	—	—	13,195	—	—	14,072
(うちトランザクター向け)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	4,277	759	272	—	—	—	—	10	—	174
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	65,014	15,457	—	10,280	—	599	614	—	579	3,391
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	20,803	5,592	—	2,967	—	—	778	—	—	30,142
	60%				その他		合計			
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%			150%		その他		合計		
不動産関連向け うちA.D.C.向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50%	100%		150%		その他		合計		
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	483	—	60	—	—	—	—	—	543
自己居住用不動産等向けエクスポート ジヤーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%		20%		100%		その他		合計
現金	1,420	—	—	—	—	—	—	—	—	1,420
取立て未済手形	—	—	—	38	—	—	—	—	—	38
信用保証協会等による保証付	—	13,758	—	—	—	—	—	0	—	13,758
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑧信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	－	26,935	26,935
	リスク・ウェイト2%	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	18,460	18,460
	リスク・ウェイト20%	1,600	312,114	313,715
	リスク・ウェイト35%	－	82,862	82,862
	リスク・ウェイト50%	11,818	2	11,821
	リスク・ウェイト75%	－	412	412
	リスク・ウェイト100%	－	70,196	70,196
	リスク・ウェイト150%	－	－	－
	リスク・ウェイト250%	－	22,142	22,142
その他		－	－	－
リスク・ウェイト1250%		－	－	－
計		13,419	533,125	546,545

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスボージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスボージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスボージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p. 18）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	500
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	1	—
中小企業等向け及び個人向け	3	90
抵当権付住宅ローン	0	169
不動産取得等事業向け	0	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	3	0
合計	7	760

- （注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

区分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	500	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向け を含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向 け	5	112	—
自己居住用不動産等向け	—	83	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産 等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクス ポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	5	696	—

- (注) 1. 「エクスポートエージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポートエージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートエージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポートエージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

- ・CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ・CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーション・リスクに関する事項

① オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーション・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p. 18）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクspoージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p. 18）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクspoージャーの連結貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	連結貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	19,038	19,038	19,168	19,168
合計	19,038	19,038	19,168	19,168

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 18）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項目番号	IRRBB 1 : 金利リスク	△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	4,807	3,924	362	269
2	下方パラレルシフト	–	–	–	–
3	ステイプル化	4,771	3,770	–	–
4	フラット化	–	–	–	–
5	短期金利上昇	–	–	–	–
6	短期金利低下	354	369	–	–
7	最大値	4,807	3,924	362	269
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	38,513		38,794	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「ステイプル化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

□ 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月31日

東京あおば農業協同組合

代表理事組合長 久保 秀一

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	99
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	99
3 事務所の名称及び所在地	102
4 特定信用事業代理業者に関する事項	102
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	6
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	6
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	60
②経常利益又は経常損失	60
③当期剰余金又は当期損失金	60
④出資金及び出資口数	60
⑤純資産額	60
⑥総資産額	60
⑦貯金等残高	60
⑧貸出金残高	60
⑨有価証券残高	60
⑩単体自己資本比率	60
⑪剰余金の配当の金額	60
⑫職員数	60
8 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	61
②貯金に関する指標	63
③貸出金等に関する指標	64
④有価証券に関する指標	68
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	18
10 法令遵守の体制	19
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	16
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	20
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	32
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	66
②危険債権	66
③三月以上延滞債権	66
④貸出条件緩和債権	66
⑤正常債権	66
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	
16 自己資本の充実の状況	77
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	68
②金銭の信託	69
③デリバティブ取引	69
④金融等デリバティブ取引	69
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	69
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	66
19 貸出金償却の額	66
20 会計監査人の監査を受けている旨	59

連結(組合及び子会社等)ベースのディスクロージャー開示項目

I 組合及びその子会社等の概況	
1 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	103
2 組合の子会社等に関する事項	103
①名称	103
②主たる営業所又は事務所の所在地	103
③資本金又は出資金	103
④事業の内容	103
⑤設立年月日	103
⑥組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	103
⑦組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	103
II 組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
3 直近の事業年度における事業の概況	103
4 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	104
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	104
②経常利益又は経常損失	104
③当期利益又は当期損失	104
④純資産額	104
⑤総資産額	104
⑥連結自己資本比率	104
III 直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
5 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	105
6 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	131
②危険債権	131
③三月以上延滞債権	131
④貸出条件緩和債権	131
⑤正常債権	131
7 自己資本の充実の状況	133
8 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	132

J A 東京あおば C I (コーポラティブアイデンティティ) について

J A 東京あおばでは、若手職員によるプロジェクト「第2期 N E X T A O B A P J」において、組織活動のあらゆる場面で一貫性を持たせ、組織力を向上させるために、C I (コーポラティブアイデンティティ) を策定し、令和4年度より活用しております。

キャッチフレーズ

芽吹かせよう ありがとうの和

「人の和」の「種」となる「ありがとう」が春の大地のように、地域に芽吹き、やがて生い茂り、見事な大木となる。そして、次世代にも農地とともに、「ありがとう」がつながるよう願いを込めて、わたしたちは経営理念の実現をめざしてまいります。

コーポレートカラー

〈メインカラー〉



「あおば色」

都会的な清涼感や
洗練された印象も与える、
少し青みがかったグリーン



「わかば色」

明るさや若々しさ、未来への
ポジティブなエネルギーを
感じさせる、爽やかな黄緑

〈アクセントカラー〉



「たいよう色」

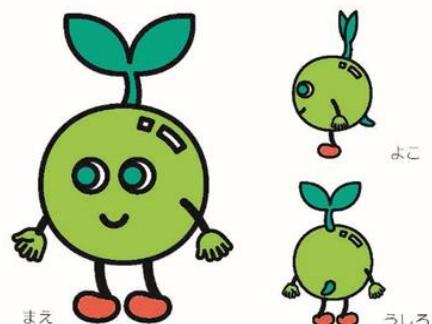
温かさ、元気さ、
情熱を想起させる
濃いオレンジ

ロゴマーク



種から芽が出る様子、あるいは野菜の実と葉をモチーフにシンボルマークを作成しました。3つの色によって描かれたシンボルマークは、都市農業ならではの、多様な野菜や植物の栽培をイメージしています。そしてまた、シンボルマークの余白の部分は、「あおば」「ありがとう」「の」という文字をかたどったフォルム(右図参照)となっています。ロゴタイプは、ユニバーサルデザインの考え方のもと、視認性や読みやすさ、見た目から受ける心地よさに配慮してデザインしており、堅実で真面目、誠実さ、一生懸命などのイメージを与えます。

オフィシャルキャラクター



名前	たねりん
性格	元気いっぱい
チャームポイント	しつぽが根っこ
特技	ありがとうの種をまくこと 植物と土の気持ちがわかる
好きな言葉	ありがとう
口ぐせ	～ダネ、～たね
名前の由来	「人の和の種(たね)」から
「たねりん」	ありがとうの気持ちが芽生えて、 輪(りん)のように 広がっていく様子から。